



土木課長 神野忠昭  
下水道課長 水谷繁樹  
学校教育課長 渡邊一弘  
図書館長 山田淳

都市整備課長 三輪秀樹  
会計課長 鈴木博貴  
生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長 中野修

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野智雄  
書記 川村紀子

書記 佐藤文彦

6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより本日及び5日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、佐藤仁志議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と江崎貴大議員を指名します。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 改めまして、おはようございます。

7番 横井克典です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目の質問、小規模小・中学校の統廃合についての前に、さきの6月議会で生涯学習課における会計等の不適切により、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてなどが提案されました。結果は、賛成少数で否決でした。しかし、6月6日に奥山教育長は、この公金不適切事案などを理由に、責任を取って辞職されております。

安藤市長は、この公金不適切事案に対して、これからどのような責任をお取りになる考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

まず、奥山前教育長の辞職理由について申し上げます。

私は、奥山前教育長から直接、辞職理由につきまして、職務上の責任と健康上の都合と説

明を受け、その旨を議会や市民の皆様に対して説明してまいりました。

それでは、質問でありました市長である私の責任の取り方について御説明を申し上げます。

既に6月議会で説明させていただきましたとおり、生涯学習課で発覚した会計の不適切処理等について、その原因究明と対策をいち早く行い、二度とこのようなことが起こらないことが重要であると考えております。そのため、弥富市公金等の適切な取扱指針を策定し、議会へ説明の上、市民に対して広報「やとみ」やホームページ、動画等で私からおわび申し上げますとともに、市役所が一丸となって適正化に向け取り組んでいくことをお約束いたしました。

その約束どおり、会計事務の適正化やコンプライアンスの徹底、風通しのよい組織づくりについては、部長会、課長会等において私から管理職員に対して直接指示いたしました。

また、若手職員やグループリーダー等に対しては会計研修を開催し、適正化対策の徹底等により市民の信頼を回復できるよう取り組んでいくことを確認いたしました。

残念ながら、市長と副市長の給料特例条例につきましては6月議会で否決されてしまいましたが、引き続き市民の負託に応えられるよう、弥富市公金等の適切な取扱指針に基づいた適正化対策の推進、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今先ほどの市長の答弁ですと、具体的に今後、市長、副市長の責任というものは特に取られるというような答弁はございませんでした。既に教育部長以下関係職員には懲戒処分が行われております。市長におかれましては、そういった職員の懲戒処分等の均衡を図るためにも、しっかり責任を取っていただきたいと思うんですけれども、改めて市長の考えを伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、責任は取られないということによろしいのでしょうか。再度確認します。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどの御答弁で私の責任の取り方について御説明を申し上げます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 堂々巡りになってしまいますので、本題の質問に入らせていただきます。

それでは、1つ目の質問、小規模小・中学校の統廃合についてお尋ねします。

弥富市におきましても、人口減少、少子高齢化の波が押し寄せ、昨年3月改定の弥富市人

ロビジョンでは、本市の総人口は平成27年をピークに減少傾向になっています。また、第2次弥富市総合計画の前期基本計画では、主要施策として教育環境の充実を図るため、児童・生徒が減少傾向にある地区における学校の望ましい在り方について検討し、学校の規模の適正化に向けた取組を推進しますと明記されました。

また、弥富市公共施設再配置計画では、小規模の4小学校（大藤、栄南、十東、十西）について、教育環境の向上を鑑み、適正化（各学年2クラス以上）に向けた統合校の新設及び既設利用も含めて検討していきます。また、中学校においては、小規模校の十四山中学校については、他中学校への統合も含めて検討していきますと明記されております。

そこで質問します。

私は6月議会の厚生文教委員会におきまして、市に今後、具体的に小規模小・中学校の統廃合のパターンや統廃合等の時期について、いつ頃をめどに市民に公表されるのでしょうかと質問いたしました。市は現在、地域の保護者の皆さんと意見交換を行い、この後はまず十四山中学校の統廃合について6月25日に地域の方と、またその後、有識者の方との意見交換会を行ってまいりますと答弁されております。6月25日の地域の方との意見交換会ではどのような意見が出されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 令和4年6月25日に十四山スポーツセンターにて、十四山地区の区長様に出席を願い、意見交換会を行いました。主な意見として、「弥富中学校への編入について賛成である」「十四山中学校の区域を分けず弥富中学校に編入することが望ましい」「生徒の通学に当たり、部活動を一齐に終了させることにより中学校でもスクールバスを使うことが可能になるのではないかなど」の御意見をいただきました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁で、おおむね住民の方、地域の方は賛成というような御答弁でした。

次に、意見交換をされた有識者の方はどのような職種の方だったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 元愛知教育大学名誉教授と三重大学教授の2名の方でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） その有識者の方との意見交換会ではどのような意見が出されましたか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 子供の数の激減が大きな問題であり、教育環境をよくすることを前提に地域等に理解を得ることが大事であり、統合校の魅力ある施設等の青写真をつくり伝

える必要がある。また、統合に当たり、安全に通学ができるかが重要である。十四山地区から弥富中学校に通学するには川があるが、安全に橋が渡れるのであれば、自転車通学であることから通学は可能である。そのほか、通学距離は遠過ぎる距離ではない。保護者の理解を得ながら事業を進める必要があるなどの意見をいただきました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） その地域の方や有識者との意見交換会を踏まえて、市の教育委員会として十四山中学校の他校への統合の方法や時期について、どのような結論を出されておるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山中学校を弥富中学校へ編入することとし、時期については令和7年4月といたしました。これは、意見交換会での保護者の意見の中に、編入時、特に受験を控えた中学3年生への環境変化に対するケアについての配慮を求める声に対応したことが大きな理由です。部活動の交流や両校の授業進度を合わせ、2中学校の教員を両校相互で指導ができるようにし、生徒や教員、そして授業の交流などに時間をかけ、丁寧に進めてまいります。

編入の仕方としては、令和7年4月に進級する2・3年生は一斉に編入します。1年生については、弥富中学校に入学することといたします。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 次に、統合先の弥富中学校は増築工事が必要になるのか、またその概算工事費はどの程度かかるのか、分かる範囲で御答弁願います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山中学校の編入に当たり、弥富中学校では普通教室、特別支援教室、そして駐輪場等の改築等が必要であると考えております。詳細は現在精査中でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、十四山中学校の統合につきまして、市民にはいつどのように周知をされるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 今後、ホームページでの周知に始まり、10月以降に保護者、地域への説明会を実施し、理解を得るよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 次に、十四山中学校の統合によりまして、その跡地利用について市教育委員会はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） この小・中学校の再編につき、公共施設マネジメント推進本部会議における作業部会において各課横断的な協議の場で検討を進めておりますので、併せて跡地利用についても協議してまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 様々な方の御意見をいただきながら検討いただきたいと思います。  
次の質問に入ります。

次に、十四山中学校の生徒が弥富中学校に通学することになりますと、当然ながら制服が違ってきます。制服はどのように統一されていかれるのでしょうか。

全国的に多様な性の尊重、ジェンダー平等、防寒などに配慮した制服へと見直す学校が増えてきております。弥富市もこの機会に、弥富中学校を含め制服の見直しをされたらどうかと考えますが、市教育委員会の見解をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 現在、制服については、男子は詰め襟、女子はセーラー服です。  
夏はカッターシャツ、ブラウス形式です。

そこで、市内3中学校に令和6年4月導入に向け、寒暖への適応性、多様性への対応を考慮し、現状の制服に追加する形で、誰もが快適な学校生活を送れるよう、制服について児童・生徒、保護者の意見を大切にしながら検討を始めております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 制服を統一されるということであります。

続いて、今度は小学校の問題に移ります。

小規模の4つの小学校（大藤、栄南、十四山東部・西部）では、既に1学年1クラスの単学級の状況であります。市教育委員会の推計によりますと、大藤小学校では5年後の2027年に全校児童98名に、栄南小学校では67人、東部小学校では94人、西部小学校では64人と、4校全てが100人を割り込んできます。特に栄南小学校の4年生は、男子7人、女子2人、十四山東部小学校では、男子7人、女子2人、十四山西部小学校の3年生では、男子ゼロ、女子5などと男女のバランスが非常に悪くなっています。私は一刻も早く統廃合を進めるべきであると考えますが、市教育委員会はこの4つの小規模小学校の統廃合についてどのような認識をお持ちでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 弥富市小中学校未来構想（案）でまとめておりますが、弥富市が目指す教育方針の中で「生きる力の育成」とあり、これを身につけるため、様々な考えに触れ、互いに学び合い、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する中で学ぶことができる教育環境

が必要であると考えております。また、文部科学省の適正規模・適正配置の手引にも、適正規模として1学年2学級以上が望ましいとあります。加えて、令和元年度に実施した子どもの教育環境に関するアンケートでは、地域保護者の皆様からの意見は、現状維持を望む意見27%、統合・再編を望む意見が56%でした。また、昨年度10月から保護者の皆様との意見交換会においても、現状維持を望む声はありましたが、統合・再編を望む意見のほうが多く聞かれました。これらを基に、小規模小学校の再編を推進してまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁にありましたように、これら4つの小規模小学校の統廃合のパターンについて、いつ頃をめどに具体的な方針を市民に示されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 今後、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4校を再編してまいります。再編時期は、各学校で男女の比率が偏っている学年が複数生じてしまう令和10年4月を目途とします。再編に当たり、保護者の意見や地域の声を十分検討し、再編による課題を解決しながら、児童、保護者の心の不安を和らげるよう、児童、教員の交流を丁寧に進め、魅力的な学校を設立する計画です。設置場所については、引き続き検討を進め、令和5年3月をめどに議会にお示ししたいと考えております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の質問のほうで、令和10年に小学校の統廃合という答弁がありましたので、ちょっと次の質問は割愛させていただきます。

続きまして、4つの小規模小学校の統廃合を行うに当たり、新たに学校を設置されるのでしょうか。それとも、4校のいずれかの校舎をリニューアルするおつもりなのか、その点について市教育委員会の考えを伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 統合校に関する御質問ですが、現在検討中でありまして。令和5年3月を目途に議会にお示ししたいと考えております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ちょっとごめんなさい、質問がずれました。議会には来年の3月にお示しされるということです。統廃合の今度校舎、ハードになるんですけど、リニューアルされるのか、新たに学校を設置されるのか、その辺り、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 統合校に関する御質問ですが、現在検討中でございます。令和5年3月を目途に方向性を議会にお示ししたいと考えております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 分かりました。

いずれにしても、小学校については令和10年、できれば私はもう少し早く進めるべきではないかと。地域の父兄の方からも、現在もう小規模になっているので、早い統合を望むという声がたくさん聞かれますので、令和10年ということではなく、早めに進めていただければと思います。

いずれにしても、小規模小・中学校の児童・生徒がスムーズに次の学校に溶け込むことができるよう、十分な御配慮をいただきますようお願いさせていただきます。

これで、まず1つ目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の小・中学校の特別教室、給食室、体育館へのエアコン設置について質問をさせていただきます。

私は令和3年3月議会の一般質問で、小・中学校の特別教室などへのエアコン設置について質問いたしました。市は、音楽室と給食室にエアコン設置が必要であることから、令和3年度に設計委託し、令和4年度にエアコン設置工事を予定していると答弁されております。令和3年度はどの学校にエアコン設置の設計委託が行われたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 令和3年度、空調設計委託を実施した学校は、弥生小学校、桜小学校、大藤小学校、栄南小学校、白鳥小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校、弥富北中学校、十四山中学校の9校でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） そうしますと、裏返すと弥富中学校と日の出小学校以外ということが分かります。

それでは、令和3年度のエアコン設置のための設計委託に要した経費について、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 設計委託料は315万円でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、令和3年3月の一般質問の市の答弁のとおり、今年度、令和4年度にエアコン設置工事は行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 本議会中日に、給食室9校と音楽室7校の未整備の小・中学校への空調整備工事を行うため補正予算を上程し、工事を実施してまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 再質問を部長にさせていただきます。

給食室と音楽室のエアコン設置工事は何月頃に行われるのか、計画されているのか、お尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 設置完了につきましては、今年度、令和5年3月末までに設置していく予定でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） そうしますと、実際、暑さの中、使うという、令和5年度の夏からということですね。

次に、9月6日、中日に上程予定の9月補正予算に、エアコン設置工事が計上されるということですけれども、学校教育課は令和4年度当初予算にエアコン設置工事を予算要求されたのか、されていないのか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 令和4年度当初予算における空調設置工事費として、予算要求を教育委員会としてはいたしました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 予算要求は担当課としてはされたということで、それでは令和4年度の予算査定の中の段階で予算要求が認められなかったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 次年度予算を編成するに当たり、小・中学校再編の方向性を見極めるため、施策協議の段階で見送ることといたしました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、令和4年度当初予算にエアコン設置工事が認められなかった理由について、お尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 令和3年の9月に緊急事態宣言が解除となり、10月から地域の保護者の皆様と、子供たちの教育環境に関する意見交換をはじめ小規模小・中学校の再編協議が大きく動き始めました。そのような中で、国から交付金をいただく国庫事業である空調設置工事について、統廃合の方向性を見極める必要があったため、令和4年度の当初予算における空調設置工事費の予算計上を見送ることといたしました。

本議会において、弥富市小中学校未来構想（案）により小規模小・中学校の再編について一定の方向性をお示したことから、また空調整備について国の交付金のめどがついたことから、本議会中日に給食室9校と音楽室7校の未整備の小・中学校への空調整備工事を行うため、

補正予算を上程し、年度内工事を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の部長の答弁に再質問を求め、答弁は市長にお願いしたいと思えます。

先ほど教育部長から、統廃合の方向性を見極める必要があったため、空調設備工事費の予算計上を見送ることとしたとの答弁でした。しかし、2つ前の答弁では、今年度、給食室9校と音楽室7校の未設置校全てにエアコンを設置することでした。今回のエアコン設置には統廃合の方向性は全く関係なく、未設置の学校全てにエアコンが設置されます。私は、これまでの市の答弁に大きな矛盾が生じていると考えますが、市長に説明を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 小・中学校のエアコン、特別教室、また給食室のエアコン設置につきましては、予算というのは段階的にあるものですから、最初はお話を聞く、またその次は次の段階ということでだんだん進んでくるもので、その段階において令和4年度の当初予算は見送ったということをごさいます、その後、きちんとした方針がまとまったものですから、この9月の議会で議員の皆様には上程をさせていただいたところをごさいます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の市長の答弁を踏まえて、また後のほうで再度確認もさせていただきたいと思えますが、次の質問に移ります。

それでは、次の質問に移ります。

今年の6月、7月は、例年になく暑い日が続きました。市内の小・中学校の特別教室や給食室内では、暑さのため体調不良を訴えた人は何人お見えになったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 特別教室において体調不良を訴えた児童・生徒は9人、内訳は音楽室7人、その他2人でした。また、給食室において体調不良を訴えた調理員は17人でした。

なお、数字は体調不良を訴えた件数であり、熱中症に起因するものばかりではございません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） いずれにしても、給食室、特別教室、音楽室での体調不良者が出たということは、この人数を、市の答弁をお聞きしますと、かなりの人数であります。こういったことはかなりの問題ではないかと、今、認識したところであります。

再度この質問について、これだけの人数が分かりましたので、ちょっと市長に質問を求めたいと思うので再質問させていただきたいと思うんですけど、特別教室9人、給食室17名と

今、部長が答弁されましたように、非常に多くの方が体調不良を訴えられました。これは市として、例えば平成29年には中学校の普通教室、平成30年には小学校の普通教室のエアコンを設置されたということで、それから4年以上は経過しております。それまで特に対応はないということなんですけど、そういったことは市として未然に防ぐことができた事案ではないでしょうか。厳しく言えば、これは人的災害ではないでしょうか。市民の生命を守る立場である市長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このただいま御報告申し上げました数値でございますが、大変申し訳なく思っているところでございますが、これまで学校側からの要望等をしっかりと受け止めてきてエアコン設置等を進めてきたところでございます。このような状況も鑑みまして、給食室にはこの9月からスポットクーラーを設置したところでございます。今後も、このようなことが起こらないように、しっかりと学校側の意見、また保護者の意見を聞きながら学校環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） そうですね、市長が答弁されたように、以前からPTAのほうからもエアコン設置を数年前から訴えてみえます。そういったことは、やはり聞く耳を持って早急に対応していただければ、こういったたくさんの熱中症の方が発生しないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、そもそもなぜ、この平成30年度に行われた普通教室エアコン設置と同時に特別教室等、給食室も含め、エアコンの設置工事が行われなかったのでしょうか、市にお尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 中学校の空調設置工事設計委託をした平成29年当時は、まずは普通教室にエアコンを整備することが最優先であると考え整備し、特別教室につきましては、長寿命化改良工事等に合わせて順次整備していく予定でございました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の部長の答弁について市長に再質問を求めます。

今の部長の答弁では、長寿命化改良工事等に合わせて順次整備をしていくという予定だったから遅れたということでもありますけれども、設置工事が遅れた要因の一つとしては、当時、特別教室が補助金対象になったことを見落とした事務上のミスがあったのではないかと私は考えますが、市長に、その間違いがあったかないかの確認をしたいと思えます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 学校の空調設置につきましては、計画どおり進めております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 間違いがあったかどうか、見落としがあったかないかの明確な答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 見落としはありません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） じゃあ、また委員会のほうで改めて質問をさせていただきます。

次に、仮に普通教室のエアコン設置時期と合わせて給食室にエアコンを設置した場合の工事費と、今後給食室単独でエアコン設置をした場合とのそれぞれの概算工事費についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 仮の設置工事費については検証できませんが、平成30年度、平成31年度に施行した普通教室の空調設置工事について、中学校費は41教室の設置工事費1億694万7,000円、小学校費は122教室の設置工事費3億6,018万円でした。今後、単独で給食室にエアコンを設置した場合の工事費については、令和3年度積算によれば、9校の給食室への設置工事費は6,935万5,000円でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、次の質問に移ります。

次に、特別教室や給食室にエアコン設置が未設置の小・中学校に、市は日の出小学校や弥富中学校との学校間の格差をなくすため、来年度、音楽室以外の特別教室にエアコン設置をされるお考えはあるのでしょうか、答弁願います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 今年度、給食室9校と音楽室7校の未整備の小・中学校への空調整備工事を行います。その他の特別教室での空調の整備は、小規模小・中学校の再編に伴い、計画的に再配置してまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 次の質問です。

今度の9月補正でエアコン設置工事を行う場合に、令和3年に実施した設計を変更しなくてもよいのでしょうか。変更が必要であれば、どれだけの予算が増額になるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 機器単価等について一部見直しはございますが、設計会社と協議し、追加費用はございません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 追加費用がないということで、来年度から使えるということです。

最後の質問です。以前も質問しましたが、清須市では令和3年度に児童・生徒の熱中症対策と災害時の避難場所の機能充実を図ることを目的に体育館にエアコンを設置しています。弥富市におきましても、市内小・中学校の体育館に空調設備を設置すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 体育館の空調設置につきましては、体育館が避難所に指定され、空調設置の必要性は感じておりますが、まずは長寿命化改良工事を順次進めることや学校再編に向けた工事等を進める必要があり、体育館へのエアコン設置は現在のところ考えてはおりません。計画をしておりません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の市長の答弁ですと、今のところは計画していないということですけれども、やはり将来を見据えて、来年度以降、白鳥小学校や弥富北中学校で長寿命化工事が行われる予定です。ぜひ、この長寿命化工事に合わせて体育館へのエアコン設置を行っていただきますよう強く要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は10時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、大原功議員。

○16番（大原 功君） では、質問させていただきます。

開示請求についての質問をさせていただきます。

開示請求を安藤正明市長に請求いたしましたが、大原功の誓約書は、平成18年12月12日、誓約書は受け取っていませんという回答がありましたですけど、横山総務部長、お願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 開示請求であった内容の誓約書を担当課に確認しましたが、ありませんでした。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは、安藤市長は各議員にこれを渡しておるわけね。こ

れを渡しておるわけ、これね。そうすると、受け取っておらんということは、無断で安藤市長が議員に渡したというふうになると思いますけれども、これを見ると、これは共産党が出したのか、今の誰が出したか分かりませんが、ここには今の市民の通告無視ということでここに書いてあるわけね。その誓約書を書いてあるわけ。これ、こういうのがビラを配られておるわけ、弥富市に。だから、こういうのを含めても、これ以上、総務部長に聞いても答えができませんと思うので、この件についてはこれでいいと思います。

ちょっと待っておってよ。

第21章の虚偽告訴についての質問をします。

第1に、その172条について総務部長に聞きます。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 刑法第172条は、虚偽告訴等について「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する」と規定されています。

虚偽告訴罪とは、相手に刑事処分・懲戒処分を受けさせる目的で、故意に捜査機関や懲戒処分権者に対し、客観的に事実と異なる虚偽の告訴を行うことをいいます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） よく分かりました。

次に聞きますけれども、昭和22年の法律第67号の地方自治法を聞きます。これについてはどうですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 地方自治法は、憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」という規定に基づいて制定された地方自治に関する基本法となります。

地方自治法は、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の種類、組織及び運営に関する事項の大綱を定めるとともに、国と地方公共団体との基本的関係を確立し、民主的・能率的な地方行政の実現を目的とするものでございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 分かりました。

3番目に、第74条の第4、条例の制定について聞きます。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 地方自治法第74条の4につきましては、条例の制定または改廃請求者の署名に関する自由妨害罪、署名の偽造、増減に関する罪及び条例の制定または改廃請求事務関係書類等の抑留、毀壞、奪取に関する罪、不正な氏名代筆に関する罪、不正な署名

収集に関する罪など、署名に関する罰則について規定したものであります。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 次に、公文書管理規程告示第3号を聞く。これについてお願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 弥富市公文書管理規程訓令第3号につきましては、平成14年3月29日に平成14年弥富町訓令第3号として告示を行い、4月1日に施行されております。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここ2番目ですけれども、公文書管理規程は官報に告示されておりますが、これについてはいつですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 平成14年の3月29日に平成14年弥富町訓示第3号として告示を行い、4月1日に施行されております。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここには、2番目ですけれども、公文書管理規程の官報の市という語がありますが、これについてはどのように思っていますか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 官報は、市のことは記載がありません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 3番目に聞きますけれども、誓約書は平成18年の12月12日、弥富市がいわゆる受領がないときは無効になりますか。これは有効になりますか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 文書の受領印につきましては、公文書管理規程において、文書の收受は、主務課にて收受文書を点検した後、当該收受文書のうち、題名等を記録しておく必要があると認められるものについては、收受印を押印し、文書收受簿に記載することとなっております。

したがって、收受した文書全てに收受印を押印するものではなく、收受文書は收受印がなくても無効とはなりません。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは、今の受領印がないということは無効になるのか有効になるのかということをきちっと教えてください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 無効ではありません。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そのために公文書管理規程というのが平成14年にできておるわけね。だから、そのときから後に、その後今この誓約書が出されておるといことですので、当然これは公文書の中に入ると思いますね。これについて判がなかったということになってくると、ちょっとやっぱりその公文書管理規程というのが何のためにあったかということになると思いますね。

1つ言うとする、ここに今のありますが、これなんかは平成25年の5月31日となっておるね。これなっておるわけね。これについては同意書というのが書いて大原功と書いてあるんだけど、私は同意したわけでもないし、立ち会ったわけでもない。これは前の服部彰文市長が無断で作ったと思うんだね、立会いもしておらん。そして、このときは20人ぐらいが、私が一緒におったときですから、同意書をこんなすることはまずありません。また証人が20人ぐらいおりますから、確かめてすりゃいいと思いますけれども、やっぱりこの中に判が押してあるのは、安藤市長、職員の今の三輪というのが土木課長で判を押しておるわけ。一遍調べていただくといいと思うので、それも含めて今後ちょっと調べていただきたいなあというふうに要望しておきます、これは。

次に、安藤市長に質問するんですけども、海南病院と先に6月議会には名前を言っておるから、私は海南病院という名前は言っていなかったんですけども、海南病院という名前を入れられておるから、ここで海南病院ということが広報で皆さん見られています。そのときに、海南病院、約7,800万近くの補助金が市民税で支払われておるわけですね。そこで市長の奥さんがこの中に雇用されておる。どういう格好で雇用されたのか、このところを安藤市長にちょっと聞きます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この件に関しましては、個人に関することですので、お答えができません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これだけの大きな病院だと、退職金もあり、あるいは今の年金もあり、それから雇用もあると思います。こういう中であれば、普通なら安藤市長が市民のためということであれば、自分の家族じゃなくて、病院に勤める方は弥富市にも開業したり、あるいは今の看護師をしたり、そういう経験のある方、多くあります。この方に聞くと、なぜ今の優先的に安藤市長の奥さんが、補助金を海南病院が受けておるから優先に雇用されたんでないかというふうに言われた方がありますので、この辺についてどうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） その辺のことはございませぬし、これも個人に関することございま

すので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 全国にはかなりの市町村があります。その中で、首長の奥さんが補助金を出しておる団体に勤めておるといふ奥さんがおりますか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのようなことは把握しておりません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 恐らく平成12年だと思いますけれども、そういう関係することについては、県のほうが、いわゆる通告を出したということで、当時私もシルバーの理事をやっておりましたので、そのときにそういう通告があつて、そういう中には議員が入らないということで廃止になったわけね。だから、そういうのも含めて、やっぱり関連があるところに、誰が見ても、市民が見れば、安藤市長が市民税を7,800万も毎年毎年、海南病院に支払っておるから優先的だというふうに誰しも思うと思いますので、今後こういうことが、どこの市町村でもないと思います。だから、本当に市民が弥富市に住みたいという市民、あるいは雇用を弥富市にしていく以上は、自分の家族じゃなくて、自分の家族が、またほかの会社でもあると思いますね。なぜ海南病院に、今の7,800万の毎年市民税を補助しておるところになぜ雇用がされたのか。試験を受けてやられたのか、あるいは安藤市長だから優先的にされたのか、この辺についてははっきりしてください。安藤市長。

○議長（平野広行君） 答弁できますか。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申し上げておりますとおり、個人に関することですので、御答弁はできません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） それ以上聞いても市民の方が、今、一般質問で私が聞いたことに対して反応が恐らく多くあると思います。この間の6月議会の議会日よりでは、かなりそういう問題を電話がかかったり相談があつたこともありますので、ここで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、エアコン設置を急げと題しまして質問させていただきます。

さきの議員と質問が重なっておりましたところは、重複を避けて質問させていただきます。

気候変動の影響により、年平均気温は世界的に上昇しており、日本でも上昇傾向にあります。環境省によると、最高気温35度以上の年間日数は年々増加しており、特に2000年代に入ってから顕著に増加しています。

こうした中、熱中症の発生件数も増加傾向にあり、学校現場における熱中症事故の発生件数は、平成27年度で年間約4,400件であったものが年々増えており、平成30年度には7,000件を超える熱中症事故が発生しております。

令和3年3月、他の議員の一般質問において、特別教室へのエアコン設置を市に求め、令和4年度に要望が高い音楽室、給食室へのエアコン設置を行うと御答弁されました。今年度の予算に計上されなかった理由について、先ほど前議員の質問で教育部長からお伺いいたしましたが、再度私からは財政部局としての検討、判断があったのか質問させていただきます。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 事業の財源として国の補助金を受けて設置したエアコンを10年未満で廃棄する場合は、補助金の返還や、起債を活用した場合には繰上償還をする必要がありますので、小・中学校の統廃合後もエアコンを移設して引き続き使用できないかについて検討してもらいましたが、その時点では統廃合の方針が固まらないことから、令和4年度の当初予算に計上することを見送ることになりました。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。国の補助金を受けて設置したエアコンは、10年未満で廃棄する場合、補助金の返還があり、まだ統廃合の方針が固まらなかったことから、財政部局として予算計上を見送られたということでありました。統廃合も慎重に進めていく事業であります。また、市の財政を守る財政部局としても、つらい決断だったと認識いたします。

本年も6月下旬からの記録的な暑さを受け、学校現場では熱中症と感染症対策の両立に苦慮されております。環境設備の面では、普通教室における空調設備の設置は全国的に9割を超えておりますが、特別教室や体育館の設置率は、文部科学省の2020年9月時点の調査結果によると、特別教室は57.5%、体育館への設置は9%にとどまっております。

本市でも、空調整備を平成30年9月に全中学校の普通教室と特別教室を合わせ41教室、また平成31年度に全小学校普通教室と特別教室を合わせて122教室など、早い段階で計画設置

していただきました。しかしながら、体育館と特別教室への設置は遅れています。何度となく災害時の避難所となる体育館のエアコン設置は先輩議員たちが要望していただきましたが、校舎等の劣化対策を要する長寿命化改良工事等、今後順次行われなければならない中、まずは限られた予算の中で将来への大きな事業を進めさせていただきたいとの答弁でございました。

前述のとおり、平均気温の上昇により熱中症リスクを下げるため、また児童・生徒が安全・安心に学習できる環境を一刻も早く整備する必要があります。私のほうにもお世話になった教師の方から、特別教室3階は、朝は30度、昼近くは36度で、扇風機のみで歌を歌う環境ではなく、雨が降ると窓を閉めるので室内の環境は最悪です。子供たちや先生の体調もぎりぎりです。異様な眠気に襲われ、頭がくらぐらし、意識が飛びそうになります。食欲もありません。一日も早いクーラーの設置をしていただきたいと、現場の切実な声を聞かせていただきました。

また、今年6月、栄南小学校の調理員さんが熱中症になり、体調を崩されました。大事に至らなかったものの、後日私も現場を視察させていただきました。スポットクーラーが1台設置されてあったものの、空調設備のない状況で、給食室の清掃が終わった時間にもかかわらず熱気と湿気を体感いたしました。

学校給食衛生管理基準において、ドライシステムを導入するよう努めること、調理場は温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めることと規定されています。

ドライシステムは、調理機器から床に水を落とさない構造とすることで床を常に乾いた状態とし、調理場内の湿気を少なくすることで細菌の繁殖を防止するとともに、水跳ねによる2次感染を防止することができます。ただし、衛生面から細かく区分されているため、調理の際、熱が籠もりやすく、調理員の労働環境が悪化しやすいことから、空調を併せて設置することが必須となっております。

今後、事故や事件が起こらないため、喫緊の課題と認識し、公明党として堀岡議員と共に市に対して要望書を提出させていただきました。

内容といたしましては、1. 国のあらゆる支援制度を活用し、実施計画を明確にすること、2. 新型コロナウイルス感染症、燃料高騰などの影響から、物流の鈍化、部品の不足、製造工場の遅延など、設備の確保が困難になっていることを十分考慮すること、3. 気温上昇の時期を考慮し、春休み期間中に工事に着手できるよう、年度内の補正も視野に入れて対応すること、以上3点を市長に要望させていただきました。

今議会初日の議会運営委員会、全員協議会において、小・中学校給食室と音楽室の未設置である空調整備工事を行うため、令和4年度一般会計補正予算を中日に追加上程していただけるとのうれしい報告をいただきましたが、どのような判断があったのか、お伺いいたしま

す。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 本議会において、弥富市小中学校未来構想（案）により、小規模小・中学校の再編について一定の方向性をお示ししたこと、また空調整備について国の交付金のめどがついたことから、本議会中日に給食室9校と音楽室7校の未整備の小・中学校への空調整備工事を行うため補正予算を上程し、年度内工事を行うことといたしました。

この夏、まだまだ残暑が厳しい中、熱中症対策として、まずは8月30日までに日の出小学校と弥富中学校の給食配膳室にスポットクーラーを1台、そのほかの小・中学校に各2台、給食室に緊急的に整備いたしました。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。弥富市小中学校未来構想（案）の方向性が決まったこと、国の補助金のめどが立ったこと、中日で補正予算を上程し、決まれば年度内の工事を進めていけるということでした。また、給食室の熱中症対応としてスポットクーラーを早い対応で整備していただきました。

では、国庫事業で整備されたエアコンですが、今後、小・中学校の再編が計画されている中で、整備後10年に満たないエアコンについてどのように活用されるか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 国庫事業で整備した空調について、整備後10年未満の廃棄については国庫交付金の返還が生じることと定められております。しかしながら、他の小・中学校に移設し、引き続き使用する場合は返還の対象とはならないことを確認しましたので、学校再編に伴い生じる整備後10年未満の空調については、他校の特別教室等への再配置を行い、有効に活用してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。10年未満の空調については、他校の特別教室に再配置を行い、全て廃棄にならないよう有効利用できるということですね。また、国庫交付金の返還も生じないということでよかったです。ありがとうございます。

長寿命化改良工事、学校の統廃合など、いろいろやらなければならないことがたくさんありますが、教育現場の環境を整え命を守ることは、いち早く行動を起こさなければならない決断かと思います。

最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 給食室、音楽室の空調整備は、令和3年度設計、令和4年度工事の計画でしたが、学校再編の計画が大きく動き出したことから、その方向性を見極めるために立

ち止まりました。この間、教育委員会において地域の皆様との子供の教育環境に関する意見交換会を通し、再編の目途をお示しすることができました。

このようなことから、空調整備に関する補正予算を上程し、お認めいただければ早期に完了するよう進めてまいります。

また、整備することによって食の安全・安心、調理員の皆さんのよりよい労働環境の確保、子供たちにとってもよりよい学びの場となるようにしてまいります。

加えて、小・中学校の再編後は、整備した空調を他校の特別教室等へ配置することにより有効に活用してまいります。あわせて、本年度、給食室に整備したスポットクーラーは移動式ですので、体育館等で活用をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 市長より御答弁いただきました。一つ一つ対応目的を明確にお示しいただき、高く評価いたしたいと思えます。まずは粛々と空調整備事業が進んでいくよう、よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、分かりやすい高齢者支援をと題しまして、4項目質問させていただきます。

まず1項目めは、介護予防・日常生活支援総合事業について質問させていただきます。

介護保険法の一部改正により、平成27年度から介護予防・日常生活総合事業がスタートしました。この総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域で支え合う体制づくりを推進しながら要支援等に対する効率的かつ効果的な支援を可能とすることを目指すものとしております。

いつまでも自分らしい生活を続けるために、本市では平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。今年で6年目になります。しかしながら、コロナ感染症で事業を運営するのは大変であります。コロナ禍だからこそ、とても重要な総合事業だと思えます。

この事業は、65歳以上の全ての高齢者が対象であります。65歳以上の人数と利用状況をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 65歳以上の方の人数は、令和4年8月1日現在、1万1,497名でございます。

利用状況につきましては、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ事業対象者と判断された方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業の令和4年度の利用実績は、訪問型サービスAは月平均65人、通所型サービスAは月平均199人、通所型サービスCは月平均18人でありました。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

次に、新しい総合事業の利用の流れをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストで事業対象者と判断された方が利用できる介護予防・生活介護サービス事業と、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業がございます。

利用の流れといたしましては、介護高齢課、または地域包括支援センターに相談をいただき、希望するサービスに応じて要介護認定もしくは基本チェックリストを行い、その結果に応じて利用できるサービスを受けていただくこととなります。

なお、要介護認定や事業対象者に該当しなかった場合には、一般介護予防事業の御利用をお勧めさせていただいております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

次に、コロナ禍での事業運営をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 介護予防・生活支援サービス事業につきましては、事業者により感染予防対策を行った上で運営をしていただいております。

また、市が主催する元気塾や委託事業でありますふれあいサロンなどにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況により、関係機関と協議の上、事業の中止、規模の縮小など、制限をして実施しております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

先日、身の回りのことは何でもされていた80代の高齢者の方が、けがをされ、生活に不安を感じられておられましたので、総合事業の案内をさせていただきました。知人の方と介護高齢課に出向き、基本チェックリストを申請して自宅に帰ってきたものの、数日たっても連絡がないし、大丈夫だろうかと心配になり、知人の方に電話し、市役所に問い合わせただいたそうです。近日中にタクシーチケットの封書とケアマネジャーさんから電話があると聞き、高齢者の方にお伝えさせていただきました。

窓口では、その旨お伝えされてみえるかと思いますが、チェックシートを行った後、利用の流れを分かりやすく高齢者にお伝えすべきだと思っておりますが、何か方法はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 介護高齢課の窓口にお越しいただいた方には、まずは御希望のサービスをお伺いし、そのサービスの利用について説明をさせていただきます。その場で簡易的に実施できるチェックリストを行った場合には、その後の流れを説明させていただきますいております。

なお、言葉の説明では分かりづらい場合もあるかもしれませんので、今後は総合事業の利用に関する流れを分かりやすくまとめたチラシを作成し、お渡ししてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 分かりやすくまとめたチラシを作成し、お渡しして下さるという前向きな御答弁を伺いました。

次に、基本チェックリストを行い生活機能の低下が見られた方や要支援1・2の方も利用できる令和3年9月から始まった介護予防・生活支援サービスを教えてください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和3年9月から新たに始めたサービスは通所型サービスCといい、介護保険法に基づく要支援1・2の認定を受けた方、または基本チェックリストで事業対象者となった方に、介護予防のケアマネジメントに基づきサービスを提供するものであります。

サービスの内容といたしましては、歩行や食事摂取などの日常生活動作及び買物や内服管理などの生活行為といった生活機能を改善するため、リハビリテーション専門職などがおおむね6か月の短期間に集中して運動機能の向上を図るものであります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。弥富市指定事業介護予防サービス通所型サービスCは、パディー1階のみなどもG o !さんがその事業に当たっているということでお伺いいたしております。

それでは、自立した生活が送れる65歳以上の全ての高齢者が利用できる一般介護予防事業を教えてください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 一般介護予防事業には、健康運動指導士、健康づくりリーダーによる健康体操や、体力測定などを行う元気塾、タブレット端末を使用し、楽しく脳を活性化する脳若トレーニング、地域の身近な場所や介護施設で講話、軽体操、茶話会、レクリエーションなどの活動を定期的に行うふれあいサロン、タブレット端末を使用し、介護予防教室やゲーム、軽体操や運動などをし、心身機能の低下を予防するスマイル教室、医療・福祉・介護について啓発する生涯元気講演会などがございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

今後、65歳以上の方が健康で長生きしていただけるよう、介護予防・日常生活支援総合事業への周知と推進をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 総合事業は、地域住民やボランティア、民間企業などの多様な主体が参画し、地域の実情に応じて様々なサービスを提供することにより、地域の支え合いと介護予防を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目的としております。急速な高齢化が進む中、健康寿命を少しでも伸ばすためにも、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業を推進していく必要があると考えております。

また、コロナ禍の中、ふれあいサロンや元気塾をはじめとする居場所づくりがとても重要であり、フレイルの予防と健康寿命の延伸へつなげていくためにも、総合事業は重要であると考えております。

今後も、その人に合ったサービスの提供をしていくためにも、地域包括支援センターや関係機関などとも連携を図り、事業を周知してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。地域の支え合いの中で多くのサービスを提供していただいております。たくさんの方が自分に合ったサービスを見つけていただき、楽しみを持って御利用いただけるよう、きめ細かいサービスをよろしく願いいたします。

続きまして、2項目め、高額介護サービス費の申請書についてお伺いいたします。

高額介護サービス費は、利用者の負担上限額を超えた場合に、支給申請により払戻しが行われるサービスで、その支給申請も初回に行えば2回目以降の申請は不要で、払戻しを受けることができるようになっています。

2か月に1回、これらの介護給付等のお知らせ通知を送付されます。支給申請が必要で仕組みが分かっている方は理解できると思いますが、実際、これに気づかずにいる方がおられる可能性があります。この払戻しは時効があり、サービスを受けた翌月の1日から2年が経過すると受取りができなくなります。したがって、支給申請をすることが必要であることに気づかずにいると、大変なことになります。

私もこの制度のことは知りませんでした。新聞でこの記事を読み、驚きました。親族がお亡くなりになった方から、死亡届の受付の際に払戻金があり、支給申請が必要なことと、時効により受け取ることができなかった払戻金があることが判明し、時効を迎えたその額が4年4か月で60万を超えるという内容でした。

CMで過払い金が戻るということを見ますが、この払戻金は時効を迎えていれば、取り返

すことはできません。市民感情としては、税金などの滞納には厳しく、受け取れるものは申請しなければ支給されないという仕組みも違和感を覚えるものではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

本市において、この時効を迎えて払戻しが行われなかった件数と金額は年間でどのくらいあるでしょうか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 平成30年4月サービス提供分から平成31年3月サービス提供分までの1年間では、20人の被保険者で110件、89万6,407円でありました。また、平成31年4月サービス提供分から令和2年3月サービス提供分までの1年間では、18人の被保険者で108件、87万4,932円でありました。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。本市においても、年間90万近くの無効になった払戻金があるということです。

本市は、高額介護サービス費給付のお知らせと介護保険高額介護サービス支給申請書を一緒に送付されます。しかし、見せていただきましたところ、小さな文字で「今回の支給以降、高額介護サービス費が支給された場合、申請手続は不要となります。また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。給付制限を受けている方については、高額介護サービス費の支給ができない場合があります」と記載されておりますが、少額の場合、申請されない方もいらっしゃるかと思います。

支給申請も、初回に行えば2回目以降の申請は不要との記載を分かりやすく入れられたほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在は、議員御指摘のように小さな文字での表示になっておりますので、今後はお知らせ文書に分かりやすく表示をさせていただきますよう改善してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

高額介護サービス給付のお知らせについて、例えば「サービス費支給申請済みです」とか「未申請です」などの項目があれば、さらに分かりやすいのではないかと思います、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 一度申請いただいた方は、2回目以降の支給決定時には申請が不要であるため、決定通知書に振込先口座を記載して通知させていただ

ております。未申請の方には2回目以降も申請をしていただくようお願い文書を送付させていただいておりますが、今後は分かりやすい表現にして申請漏れがないようにしていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

市民目線で、この制度の趣旨にとって、支給率の向上に向かって御尽力いただきますようお願いいたします。

次に、3項目め、見守りサポートについてお伺いいたします。

認知症高齢者の方などが地域で安心して暮らせるように、日頃から見守りや声かけを行ったり、行方不明時に早期に発見し、保護するために捜索活動を行ったりする市と関係機関と地域が連携・協力するネットワークが必要です。

本市において、独り暮らし等の高齢者宅に緊急通報装置を設置し、急病、災害のとき、緊急時における迅速かつ適切な対応や不安の解消を図っていますが、認知症高齢者の見守りでは現在どのように取り組んでみえるか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、民生・児童委員や福寿会の方などに、地域で暮らす高齢者に心配な状況を感じたときには介護高齢課に連絡をいただくようお願いしており、連絡をいただいた場合には、地域包括支援センターと連携の上、訪問などを行い、適切なサービスなどにつなげるようにしております。

また、地域における高齢者の異変や認知症の方の一人歩きなどの見守りのために、保険会社や警備会社などの企業と見守り等活動に関する協定を締結して、見守り対象者の発見及び情報の連絡等の連携体制を構築し、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めております。

なお、高齢者の行方が分からなくなった場合には、警察や関係機関と連携を図り、必要に応じてケアマネジャーや介護事業者などつながっている、きんちゃん電子連絡帳や安全・防災メールを活用して行方不明者の情報を発信しております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

警察や関係機関への問合せなど、過去3年の人数をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症高齢者の一人歩きで行方が分からなくなり、市が介入した事案といたしましては、令和元年度が3人、令和2年度も3人、令和3年度が4人でした。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

愛知県知多市では、認知症高齢者等あんしんネットワーク事業として、認知症高齢者の特徴や写真などの情報をあらかじめ登録し、行方不明時に関係機関に迅速に情報発信して捜査協力依頼を行います。

ちた・あんしん見守りネットでは、誰でも登録できるメールマガジンを配信されていて、登録された見守りネット会員を対象に、認知症高齢者の方などが行方不明になったときの捜索依頼情報を発信されます。見守りネット会員は、自分のできる範囲で日頃から見守りや声かけを行ったり、行方不明時には、それらしい方を見かけたなどの通報や声かけをいただいているそうです。連携・協力するネットワークは、地域力につながると思います。また、認知症高齢者等あんしんネットワーク事業に登録された方は、あんしん見守り賠償責任保険や、あんしん見守りシールを利用できるそうです。

認知症で一人歩きする高齢者の見守り強化と早期保護につなげるため、洋服や所持品、つえや帽子などに貼れる2次元コード付見守りシールの配布を進めている自治体が増えてきております。シールには個人を識別するQRコードが印刷されており、高齢者が自宅に帰れなくなった際、保護した人がQRコードを読み取ることにより家族にメールが届きます。その後、必要に応じて保護した人と家族は専用の掲示板を通してやり取りを行うことが可能です。

なお、QRコードには氏名や電話番号の個人情報含まれず、保護した人の端末情報やメールアドレス等が明かされることがないため、お互いの個人情報を公開することはありません。

あんしん見守りシールは、認知症高齢者に限らず、例えば障がいのある私の娘も小さい頃、迷子になることが多く、ひやっとすることが何度かありましたので、希望する障がいのある方にも登録できるシステムとして、本市においても認知症高齢者等あんしんネットワーク事業に登録し、あんしん見守り賠償責任保険や、あんしん見守りシールを取り入れることをできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症の方に起因する事故やトラブルは、その内容や損害などが多様であり、全国的にも自治体が認知症の御家族に代わって個人賠償責任保険の契約を行う事例が増えてきております。他者に損害賠償を請求された場合に対応するため、個人賠償責任保険を活用することは、認知症の方やその御家族が安心して暮らすことに有効な方法であると考えております。

また、あんしん見守りシール事業につきましては、同様の事業を、令和4年7月末現在でございますが、全国で243の自治体が、また愛知県では13の自治体が導入をしております。

本市におきましては、同じ企業のシステムを活用した認知症高齢者等保護情報共有サービスを、現在、愛知県と連携して実施しております認知症災害時支援モデル事業において、2か所のグループホームで災害時等に避難された際に受入先が避難者の情報をいち早く正確に取得して、その情報を基に適切な対応ができるようにするため、令和3年度に試験的に導入をいたしました。

今後、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、この2つの事業につきましては、先進自治体の事例を調査・研究してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

先進自治体を研究していただき、認知症の方への支援施策の一つとして、次期計画であります第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に合わせて検討していただきたいと強く要望しておきます。

最後に、小項目4として男性用トイレについて質問させていただきます。

近年、前立腺がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性で尿漏れパッドを着用する人が増えていますが、男性用の個室トイレにはほとんどごみ箱がないため、使用した尿漏れパッドの捨て場所に人知れず苦労している男性が多いとの記事を読みました。

前立腺の摘出施術を受けた人の大半は、術後しばらく脳のコントロールが難しく、尿漏れパッドが必要だそうです。そのほか膀胱の術後や、その他の疾患でも尿漏れパッドが必要な男性は少なくはありません。着用すれば外出できるものの、男性トイレの個室で取り替えても捨てる場所がなく、使用済みのものは自宅まで持ち帰るのが実情とのことです。

新聞記事による日本トイレ協会が今年2月にインターネットで実施したアンケートでは、尿漏れパッドや紙パンツを使う男性の7割が捨てる場所がなく困っていたと回答しています。こういったデリケートなことは、男性も声を発しにくいのではないかと思います質問いたします。

本市施設の男性用個室トイレへのごみ箱、サンタリーボックスの設置状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） サンタリーボックスの設置状況でございますが、高齢者福祉施設におきまして総合福祉センターにつきましては、男性用個室トイレ及び障がい者用のトイレには既に設置がしてあります。十四山福祉センターにつきましては障がい者用トイレ1か所に設置してありますが、男性用個室トイレには設置がしてございません。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

尿漏れパッドが捨てられるようなごみ箱を設置すべきかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 男性用トイレにサンタリーボックスを設置するという自治体があることは認識をしております。今後、十四山福祉センターの未設置の障がい者用トイレにつきましては設置をまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

高齢社会に必要な心遣い、声を上げられず困っていらっしゃる方への配慮として、福祉施設だけではなく、コミュニティセンターや公共施設などもぜひ検討をお願いしたいと思っています。

最後に、市長総括をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢化が進行し、高齢者のみの世帯が増加している中で、高齢者自らが手続を行う機会や各種活動等に参加する機会の増加により、市役所や公共施設にお越しいただく機会が増加することが想定をされます。現在、高齢者福祉を担当する介護高齢課には、日々、介護保険の手続や福祉サービス、認知症、権利擁護、高齢者虐待、日常生活における不安なことや困り事などの相談のために、多くの高齢者や御家族が来庁されます。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るためには、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など様々なサービスを包括的・継続的に提供していく必要があります。このような高齢者支援や各種事業等において、高齢者への配慮や市民目線の分かりやすい案内などが重要であると考えます。

議員や市民の皆様からいただいた御意見や御助言を真摯に受け止め、今後も市民の皆様に関しやす、分かりやす、安心できる行政運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 市長からの心強い御答弁をいただきました。

以上をもちまして私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 題目、市内農地の行く末はと題しまして、今回、市内の農業について質問してまいります。

私も農家の長男として生まれまして、うちも5代目となります。こういった今回質問する内容につきましては、代々引き継がれております農家の皆さん方は本当に危惧されている問題でございますので、どうか市長をはじめとします理事者側につきましては、真剣に受け止めていただきまして、対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

弥富市の面積は、公式ホームページ上で約48万平方キロメートルとされ、うち農地面積は、令和4年4月末現在で約19万平方キロメートルとなっており、市内面積の約39%を占めております。今も昔も農地は稲作が主に耕作されておりますが、近年は人口減少や食生活の多様化により米の需要が激減し、米の生産量が調整され、麦、大豆などの転作が多く行われているのが現状であります。

今回の質問の趣旨は、農地維持限界論、すなわち農家が農地を維持していけなくなっているということに関して、専業農家の大規模農業にも影響が出ていることです。

本来、土地は資産であり、次の世代へ相続がなされ、引き継がれていくものでありますが、今は資産である土地（農地）が負の遺産で、後継者は相続したくない、相続させたくないという人たちが既に出てきているのが現状であります。なぜ負の遺産になっているのか。原因は、市街化調整区域にある農地、特に田は田以外に利用ができないからです。田だから稲作をすればよいわけですが、減反政策は撤廃されたというものの、現実には備蓄米が飽和状態なため、耕作面積が年々減少方向に制限されていることに変わりない事実に加え、一番の原因は安い米価です。平成18年の弥富市合併から16年になりますが、米価は補助金込みで下げ止まりのまま、一等米がほぼ1俵（60キロ）当たり1万3,000円台を維持しており、全くの赤字であるためです。

これらのことを踏まえた上で、まず兼業農家の農地について伺います。

この議場内でも農家の方が少ないので、イメージしやすいよう、兼業農家の稲作収支を数字にしてみます。

水田を1町歩、1,000平方メートル所有していると仮定し、作業委託の場合、不作でなければ1反当たり8俵前後の収量となると思います。ここでは1反当たり8俵とし、1町歩ですので10反なので、1反につき8俵収穫できたとして80俵の収量になります。単純に80俵の一等米が1俵当たり1万3,000円で計算すると、104万円が米の年間の収入になります。

しかし、田起こし、田ならしのトラクター代、苗代、肥料代、田植代、稲刈り代、米の乾燥代など、稲作に関わる経費が約1反当たり12万円とし、10反で120万円と、ほかに用排水経費などの経費が年間約13万円経費がかかりますので、130万円かかる計算になります。人件費を全く含まず、収入から経費を差し引くと29万円の赤字になります。

また、全面委託の場合、令和3年度の賃料が1反当たり7,800円とすると、10反で7万8,000円の賃料となります。用排水経費など年間13万円を引けば5万2,000円の赤字です。この賃料も米価に影響され年々低下し、令和2年と令和3年だけでも1反当たり2,300円下がり、結果、赤字が増えていくだけです。あと、この赤字部分にさらに固定資産税が加算されます。

今、兼業農家の現状を例に挙げ説明してきましたが、行政として、市は優良農地を守っていくとマスタープランにも明記されています。農家の現状を踏まえた上での行政として、優良農地を守っていく定義とは何と考えるか伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨今の農業情勢は、高齢化による担い手不足や働き手不足、そして議員御指摘の収益性の低さなど、依然として厳しい状況にあることは十分把握をしております。しかし、農地は私たちの食生活に必要な食物の大切な生産基盤であるとともに、景観形成、防災機能など多面的機能を併せ持つ重要な地域資源でもあります。その中でも、優良な営農条件を備えた優良農地につきましては、最優先に保全していかなければならないと考えております。

また、優良農地の保全につきましては、農政推進協議会や農業委員会の委員の皆様、またあいち海部農業協同組合をはじめとする関係団体、そして農業者の皆様の御理解と御協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 農地といっても、市街化調整区域の中でも南部湾岸地区や主要幹線沿いの農地は今や転用バブルが起きております。本来の土地利用目的とは大きく違ってきています。現に、農地を農地として利用しているのは、農業オペレーターは無論、花卉・トマトなどの施設園芸をされている専業農家です。今後の兼業農家は、先祖から引き継いだ農地をどうすればよいと市は考えているのか伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 先ほどの市長答弁のとおり、農地は重要な地域資源でございますので、できる限り農地としての御利用をお願いいたしますが、各兼業農家の皆様にも様々な御事情がおありになるかと思えます。本市といたしましては、いわゆる優良農地につきましては、農地として保全していただくようお願いしてまいります。一方、農地によっては都市

的土地利用が可能な条件を備えた農地もございますので、適正な手続にのっとり、周辺農地などへの影響を考慮し、地元の御理解の下、土地利用の転換を図っていただくこともやむを得ないことであると考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 農地は要らないという子供たちの将来にどのように備えてやるべきなのか、市長の考えを伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 後継者が農業を継承しない場合の農地につきましては、一般的には、農地中間管理事業等において農地の貸付けなどを行っていただくことが考えられます。

また、産業振興課及びあいち海部農業協同組合では、このような場合の農地相談も行っておりますので、御相談いただきたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の市長の答弁ですと、通常の今行われている施策に基づいてやってほしいということだと理解をしておりますが、今はもうそういった時代ではないということを一一般質問の冒頭に申し上げましたが、やっぱり現場を見ていただかないと、本当にこのことはよく分かっていないということが起きてきますので、どうか市長には現場を見ていただきまして、農家の声を肌で感じていただきたいというふうに思います。

既に理想論だけでは農地は守っていけないところまで来ています。約30年前のような、米の価格が1俵当たり2万5,000円とか2万7,000円であれば、今はいいなというふうに考えます。その当時の多用途米ですら1俵当たり1万4,000円だったので、今や一等米の価格がよい時代の多用途米以下で維持がされ、理論的にもう限界である現実を受け止めるしかありません。

次に、専業農家の大規模農業について伺います。

さきに伺った兼業農家の農地維持問題とは別に、専業農家の市内耕作農地面積減少問題があります。それは何かというと、激増している農地転用です。専業農家のオペレーターは、国が進める大規模農業政策により、現在、農地地権者が賃貸耕作契約をする中間管理機構と耕作契約をして事業をしています。しかし、近年の転用激増により、耕作面積の縮小を余儀なくされています。実際どれほど転用されているのか、直近の転用面積を伺います。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 令和元年につきましては、市街化区域と市街化調整区域を合わせました総合計で約11ヘクタールとなります。令和2年度につきましては、約21ヘクタールとなります。令和3年度につきましては、約13ヘクタールとなります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 農地転用の地目割合は、水田が9割に対し、畑が1割の割合と聞いています。今答弁にあった面積が農地転用され、農地が減少しているのが現実で、私が話を伺った農業オペレーターの方は、直近で毎年2町歩、2ヘクタールの耕作地が減り、非常に苦慮されております。栄南、十四山、大藤地区の農家は、1件当たり1町歩、1ヘクタールや1.5ヘクタールとまとまった保有農地面積なので、数人が転用するだけで耕作面積が減る原因となっています。

国と共に大規模農業を進めてきた当事者側の市として、専業農家の生きる道は何だと考えてみえるのか伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 農林水産省の2020年農林業センサスでは、全国で個人経営体の数は2015年から2020年の5年間に133万9,000から103万7,000となり、約30万2,000が減少しております。その一方で、団体経営の数は2015年から2020年の5年間で3万7,000から約3万8,000と1,000増加しており、全国的に農業の団体経営化の傾向にあると見受けられます。これは、農業がスマート農業の導入、高付加価値農作物への転換、6次産業化などの経営の多角化、そして地産地消の推進など、今まで個人経営では難しかった新たな取組を、団体化することで持続可能な力強い農業経営を行っていこうとする取組に移行しているものだと考えております。このような取組がこれからの農業経営の一つの在り方ではないかと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 政策が机上の空論では、現場と乖離したままで何も問題解決には至りません。実際に市は、特に国道23号より南の農地を産業開発エリアと位置づけ、農地としての考えはもうないのではないかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 国道23号以南の市街化調整区域は、弥富市都市計画マスタープランでは、鍋田町八穂の一部区域及び東西末広の一部区域を都市的土地利用を許容する新産業エリアとして位置づけておりますが、ほとんどが農業エリアと位置づけております。

この農業エリアには、集团的に優良農地が広がり、水稻を中心とする農業が盛んに行われており、市といたしましては、これらの優良農地につきましては保全をしていかなければならないと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市長は、国・県の事業である埠頭事業を重視されているように見受けられます。今、全国の主要な港の背後地に鍋田干拓のようにまとまった土地が控えている港は名古屋港の鍋田干拓しか見当たりません。もし港の背後地利用として考えているならば、

大規模農業の転換を示し、地権者は無論、専業農家の理解と大規模農業の業態変更も示さなければなりません、市はこのような構想を持ってみえるのか伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども建設部長の答弁にもございましたが、都市計画マスタープランには鍋田干拓地内の一部を新産業エリアとして位置づけておりますが、当地区は現在も優良農地が広がる農用区域でございますので、本市といたしましても、現在のところ鍋田干拓全体に及ぶ大規模な土地利用転換の構想などはございません。しかし、当地区は総取扱貨物量日本一の名古屋港の背後地にあり、物流や産業の拠点としまして高いポテンシャルを持ったエリアであることも考えております。長期的展望においては、この中部圏の社会構造や産業構造の変化といった大きな波の中で、この鍋田干拓を含む本市の港背後地の在り方につきましても、地元の意見も取り入れつつ見直していかなければならない必要が出てくると思っております。

現在、本市といたしましては、新産業エリアの一部であります西末広地区で工業系土地利用を目指し、世話人会の方々の御協力をいただき、地区関係者と勉強会を重ねております。今後につきましても、優良農地の集团的及び効率的利用との調整を重ね、計画的なまちづくりを進めてまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 将来的に背後地利用がされるとしても、毎年10ヘクタール以上が転用されていることから考えて、大規模農業の根幹である耕作農地を守れと言いながら取り上げているわけですから、矛盾しているとしか言えません。あたかも市税増収に農地転用された土地が開発されていくことが全てであると思えない今の政策を続けられていかれるのか、市長に答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市街化調整区域内の農地転用及び開発行為につきましては、都市計画法及び農業振興地域整備計画並びに農地法などにより適法と認められたものしか開発行為はできません。本市といたしましては、農地転用や開発許可申請などにつきましては、今までどおり、関係法令に基づき業務を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 最後に、将来の農地の在り方について伺います。

農地を所有するということは、何世代にもわたり金利が毎年上がる生涯ローンを組んでいるようなものです。本来、米の生産は、耕作面積から買上げ価格まで国主導で行われる国策であります。この国策である産業が赤字にしかならず、農家が常に補填している産業を国策と言ってよいのかという憤りしか覚えません。

同じ国策でも2次産業の自動車産業であれば、EV化に対し、補助金が自動車メーカーと消費者に出されています。また、ITに関しても同様、IT関連メーカーにも補助金が出され、赤字にはならず、国がより推し進めています。

農地が減っていくことは実際止めることはできないと思いますが、本当に当市は米も地場産業の一つと考えるのであれば、主食用だけでも国内に300品種もあり、有名な米の産地と同じ土俵で戦うことは難しいということは言うまでもありません。

例えば当市の米が国内で唯一ブランド力があるとすれば、早場米の新米としてのブランド力です。耕作面積が減っていくのであれば、早場米の新米に特化することも必要ではないでしょうか。安売りをするのではなく、世間に新米が出てくるまでの短い期間は、ある意味独占である可能性は大です。販売層を絞って高く売ることができれば、耕作面積が減った分の収入補填以上が見込めると思います。また、不調なふるさと納税の返礼品に、期間限定として早場米の新米を加えてアピールすることも考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市といたしましては、ふるさと納税の返礼品といたしまして、あいちのかおり、コシヒカリなどの出品をしていただいておりますが、議員御提案の早場米の出品につきましては、今後、生産者やあいち海部農業協同組合と協議をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今部長の答弁の中に早場米ということが出てきたんですが、この辺で作っている米全部が早場米なので、私が言ったのは新米の話ですので、よろしく願いいたします。

自治体の責任として、ほかがやっていないからではなく、地場産業を守り、推進していく強い思いが不可欠であります。官民もしくは産官学一体でチャレンジすること、実際に官民での成功事例はあるわけですので、解決の糸口にはなると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 農業や農産物に新たな付加価値を付与するために、異分野のアイデアや技術など、多様な文化を取り入れることにつきましても、国も産官学連携として取組を推進しております。議員御指摘のとおり、農業における産学官の連携につきましては、今後の地場産業の活性化や農業技術の発展に大変有効なものだと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 残念ですが、既に農地の地権者は、政策重視ではなく、個人の利害重視にシフトしていることは否めません。現実問題として致し方ないと思います。今、当市の農地政策をもっとはっきりと分かりやすく打ち出し、開発すべきところ、守っていくべ

きところを明確にし、守っていく農地に守っていける具体的なオプションを早急に用意すべきではないかと考えます。市長としてどう考えてみえるか伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 冒頭でも申し上げましたが、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、今後ますます農業の体質強化が必要になってまいります。そのため、本市といたしましては、収益性の高い農産物の生産・販売、6次産業化への取組を引き続き支援し、地元で取れた安全・安心な農作物の地産地消を推進してまいります。

また、農業者が行う農業用機械や施設の更新に対する支援をはじめ、国の戦略作物とする主食用米から飼料用米、小麦、大豆への転作補助などにつきましても、引き続き支援してまいります。このような農業者への支援を行うことで、守るべき農地の保全を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 本当に難しい問題ではございますが、このまま放置していくこともできず、次世代のためにも待ったなしで真剣に考えなければならないときが今であると思います。実際、日本の米作りは50年前と何ら変わりなく、弥富市特産品の都合のよいときだけ前面に出され、継続性を問うと何ら策はないのが現実です。まさに文鳥生産と同じ道の衰退の一途を米、金魚、施設園芸の特産品生産はたどろうとしています。

今回、市内農地の行く末はと題し、3つに分けて質問させていただきました。

最後に、農地利用を考える上で、全体の総括を市長に求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど御答弁させていただきましたとおり、本市といたしましては、まずはこの地域の産業として農業をしっかりと下支えしていきます。

また、農業者の皆様には、様々な創意工夫の下、持続可能な力強い農業の経営環境を築き上げていただき、重要な地域資源である農地を最大限有効に活用し、農地を守っていききたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 結びに、持続可能で強い地場産業へのでこ入れが急務と考えますので、港湾地区の開発だけでなく、特に兼業農家の農地の相続等について、農業に今起きている深刻な問題には既に時間の猶予はありませんので、真摯に向き合い、明日からでも至急取り組んでいただきますことを強く要望いたします。

続きまして、2問目に入ります。

2問目は、いつ完成する市内縦貫道整備事業と題して伺ってまいります。

今回質問するのは、弥富市道中央幹線を主とした整備事業の進捗及び完成時期について伺

います。

令和2年12月の私の一般質問で進捗等を伺った際に、事業を進める旨の答弁をいただいたことを承知しております。あれから2年、穂波通線、弥富中央幹線の未整備区間について順に伺います。

まず、穂波通線、総延長1.3キロのうち未整備区間0.2キロの進捗を伺います。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 未整備区間の整備の進捗状況につきましては、令和2年度には、移転補償、用地取得及び側溝の敷設工事を行いました。令和3年度は、5棟の物件調査を行いました。今年度は、先日、用地取得をさせていただきました。ほかには、2棟の物件調査と不動産鑑定を予定しているところでございます。今のところ目に見えた形では整備が進んでいませんが、事業といたしましては進めているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、いつの完成を目指しているのか伺います。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 用地の取得や移転補償など、地権者の方々の都合もございまして一概には申し上げられませんが、丁寧に事業説明をしながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市長に伺いますが、前回の一般質問で地域幹線道路として重要と答弁されていますが、今も考えに変わりはないか答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和2年12月議会におきまして、市内を縦断する穂波通線から中央幹線4号までの整備は、国道1号、国道23号など東西軸の広域幹線道路に接続する地域幹線道路としてとても重要な路線でございますと答弁させていただいております。今でも方向性に変わりはありません。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 未整備区間はあと200メートルとなっておりますので、交差点整備とともに、早期供用開始に尽力いただきたいと思います。

次に、弥富市道中央幹線の未整備区間について伺ってまいります。

その前に、市道中央幹線をいま一度確認します。

市道中央幹線は、農免道路の通称で知られており、始点は鎌島2丁目交差点、弥富中学校東交差点より1本北の交差点になります。そこから、終点は鍋田中央交差点、伊勢湾岸自動車道下県道71号の信号交差点までの全長約6.2キロで、中央幹線1号から4号の4路線で構

成されています。未整備区間は、中央幹線1号南端の間崎2丁目交差点、黎明高校北側から約400メートル、鋳物工場前までと、中央幹線2号始点の間崎2丁目交差点から国道23号と交わる三好交差点まで約900メートルで、合計約1,300メートルが未整備区間であると認識していますが、間違いはないでしょうか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 議員御指摘のとおりでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市道中央幹線で直近で事業完成は、中央幹線2号の三好交差点から南端の三好5丁目交差点までと認識していますが、確認と直近の工事期間を伺います。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 議員御指摘のとおり、直近の事業といたしましては、中央幹線2号の工事でございます。昨年度、三好交差点北側約100メートル及び南側約160メートルの区間で舗装や側溝の整備を行いました。

三好交差点から三好5丁目の交差点までの区間につきましては、用地交渉が不調となっている箇所がございますので完成とまではいっていませんが、一定の機能は確保できたものと思っております。

工事時期につきましては、平成20年度、令和2年度、3年度でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 中央幹線3号及び4号の事業期間をお答えください。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 中央幹線3号の事業時期につきましては、平成20年度から26年度まで、中央幹線4号の事業時期につきましては、平成20年度から令和元年度まででございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 前回の一般質問で、市内を縦断する重要な路線であるので、整備に向け事業を進めていくと答弁され、中央幹線4号も令和元年度には事業が完了しています。中央幹線3号と接続している2号の三好5丁目交差点から国道23号の三好交差点までの約240メートルも令和3年度に完成しております。

中央幹線2号は令和2年度から工事が着工されているにもかかわらず、未整備区間の路線すらいまだ決定がされていませんが、なぜなのか答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員も御承知のとおり、現在の計画といたしましては、現道から東へ膨らむ形状となっており、移転していただく建物等への影響に配慮した線形となっております。

ります。しかしながら、現行の計画どおりといたしましても、移転していただく建物や水路及び農水管など、補償すべき物件が多く存在するため、現在の道路を有効に活用したほうがよいのではないかと、またそのほうが間崎2丁目交差点もそのままの活用ができるのではないかとという意見もいただいております。現時点では、他の事業も進めておりますので、当該区間の整備時期につきましては、明確な時期は決まっていない状況となっております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 通常、1つの路線と考えるのであれば、続きで事業が進んでいくのが普通であり、未整備区間の事業着手をしている間に並行して交渉など準備がなされない工事が止まることなく事業が進められていくと思います。なぜ中央幹線2号1区間が昨年完成しているにもかかわらず、未整備区間は何の進展もないのか、再度市長に答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 部長からも御答弁させていただきましたが、当該路線の現時点の計画といたしましては、現道から東へ膨らむ形状となっております。しかしながら、現況の道路を有効に活用した形状のほうがよいのではないかと御意見をいただいていることも確かでございます。現在の道路形態でも一定の機能を満たしておりますので、他の事業の進捗状況を見極めながら、路線の事業効果を比較検討していきたいと考えております。

中央幹線は、本市を南北に結ぶ重要な幹線として考えていますので、慎重に検討する必要があります。今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この市内中央幹線道路事業は、計画されたのはいつで、実際着工が始まってから今年で何年目になりますか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） この中央幹線事業は、平成9年度に概略の設計をいたしまして、平成13年度に鎌島地区から着手いたしました。今年で22年目になります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 何が申し上げたいかといいますと、計画された当時は現役世代の住民が今や高齢者となり、毎日大型車などが家の真横を通り、交通量が激増し、結果、家の建てつけは狂い、日常的に地震のような揺れが起きる自宅に住民も家も限界が来ているということです。当初路線が公表された際に、路線にかかるので移転しなければならないと言われて、待つこと何十年、その後全く音沙汰もないので事業は頓挫したと思われていましたが、2年前に一般質問で確認させていただいた結果、事業は継続されていましたが、いまだ路線すら決定もされず、交渉もされていない現状を、市長、この長年にわたる住民のストレスが

想像できますでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 道路行政につきましては、計画してから完了するまで多くの年月がかかります。中央幹線につきましても長い年月がかかっており、地域の皆様方に御心配をおかけしているところでございます。

現在の道路形態につきましては、輸送路等につきまして一定の機能を満たしていることもあり、近年は他の道路事業も同時に進めながら、できる範囲で施工しているところでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

振動につきましては、舗装の劣化等が原因によるものは、路面性状調査等を基に、修繕が必要な箇所は修繕し、振動の軽減、ストレスの軽減に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 計画されたときより間違いなく交通量も激増し、現在、主要幹線道路となっているにもかかわらず、何も進んでいないのか。この市内中央幹線道路の中で住宅移転交渉や補償などの面倒な問題があったところが今残っている未整備区間であると考えざるを得ませんが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員御指摘の区間につきましては、確かに移転補償などの交渉事が含まれた箇所であり、事業を進めるに当たり難しい区間ではございますが、未整備の理由は面倒だからという理由ではございません。市には多くの道路事業があり、それらの事業との均衡を図りながら整備を進めております。その中で、予算の平準化を視野に調整をしながら事業を進めておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 既に総延長の約6.2キロのうち約4.9キロ、約80%が完成し、未整備区間が1.3キロ、約20%の事業が全く止まったままになっています。中央幹線2号の1区間が昨年完成したことにより、一層浮き彫りになりました。もう沿線の住民感情からすれば、やるやる詐欺と言うしかあり得ません。住民が何を求めているのか、個人的な権利を主張しているのではなく、公共事業であるので我慢という義務を何十年と果たしていただいています。この我慢も限界となっている今、いつまでに路線図を示すことができるのか、着工はいつになるのか、完成のめどはいつか、義務を果たし続けている住民に対し、行政には誠実に答える義務があると考えます。今回、これを機に明確な時期などを説明する義務を果たすべく、誠実な答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 先ほど御答弁させていただきましたが、現時点では、他の事業を

進めておるところでございますので、明確な時期をお示しできる時期が参りましたら、丁寧に事業説明をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 補償とかいろいろ問題があるので大変だと思いますが、路線図だけでも明確に示していただいて、住民に目標が持てるような形を取っていただきたいというふうに思います。

この質問に対して、市長として責任を持った総括を最後をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この中央幹線1号、2号に関する事業につきましては、議員及び地域の皆様に御心配をおかけしているところでございます。

先ほど御答弁させていただきましたように、現在の道路形態につきましては、一定の機能を満たしていることもあり、他の事業を進めさせていただいているところでございます。引き続き地域の皆様の御意見を伺っていき、最後にはよい道ができたと思っていただけるようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市内中央幹線道路及び穂波通線は、今の当市にとって南北を縦貫する主要幹線道路であることは言うまでもありません。今後も重要度と交通量が今以上に増すことは明白でありますので、事業費もかさもうが絶対に先送りできない事業であり、私たちが責任を持って完結させなければならない事業であります。今の弥富市には強固なリーダーシップが求められていますので、市長にはリーダーシップを取っていただき、担当部局一丸となり、一日も早い事業完成と全線の供用開始ができるよう尽力いただきたいと思っております。

最後になりますが、今回の一般質問の2題に関しましては時間のないものでありますので、それを踏まえた上で、2題の総括を市長に求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 2題の総括ということでございますので、御答弁を申し上げます。

議員御指摘のように、本市の南部地域は大半が市街化調整区域であり、農地を守っていく重要な地域であります。また、一方では、南北の重要な幹線を整備することで、物流や産業の拠点としてより一層利便性がよくなる、期待される地域でもあります。よりよい地域となるよう、皆様方とコミュニケーションを図りながら事業に取り組んでまいりたいと思っております。市民の皆様の意思を尊重した市政の実現のために引き続き事業を実施してまいりますので、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 結びに、何度も申し上げますが、今回の2題は特に時間に余裕が

なく、緊急課題でございます。今を問われている問題でありますので、ぜひ今日からでも取り組んでいただき、早期の解決を強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 会議を再開する前に報告いたします。

報道機関より、本日の撮影を許可されたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することといたしましたので、御了承をお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2つの項目を質問していきます。

まずは、私の直前の質問者、高橋議員に引き続き、本年度から次年度にかけて大きく変化していくと思われる農業施策への対応についてでございます。

最初に、以前から農地取得の緩和は予想をされておりましたが、農水省が具体的な法改正を始めようとしております。農業者資格取得の要件の一つでもある農地の下限面積ではありますが、前回の改正で各市町村が柔軟に決められるようになっていました。これをまたさらなる要件の緩和を行おうという記事を目にいたしました。そこには、農水省が通常国会に農地関連法改正案として、農地の利用者を確認するための措置を盛り込み、農地法による農地の権利、取得時の下限面積要件を廃止し、多様な人材が農地を取得しやすくなるというものになっております。

そもそも現行の農地法では、農地や採草放牧地の権利取得時の下限面積は、原則、都府県で50アール、北海道2ヘクタールと規定をしております。意欲と能力のある農家に農地を充てるため、経営安定には一定の面積が必要との判断がありました。しかし、下限面積の要件が低くなったとしても、実際には常時従事要件が150日は撤廃されないもので、この点では兼業で農業者になる難易度はそれほど変わっていないとも考えられます。

この改正案には、投機目的での農地取得を防止する担保が必要であったり、下限面積は別段で設定しているとはいえ、各市町村の農業実態に応じ検討、経過を考慮すべきなどと意見が出ているものとも言われております。弥富市の現時点での考えを聞かせてください。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 現在、農地等の権利取得時の下限面積の要件につきましては、弥富市農業委員会が定めておりまして、本市といたしましては50アール、5,000平米以上となっております。

議員御質問のとおり、国の方針といたしまして、令和5年4月1日を想定として農地法の一部改正を予定しております。この改正によりまして面積要件を廃止することとなっておりますが、今のところ本市の農業委員会といたしましては、農地を取得し耕作することはある一定の農地面積が必要であると考えておりますので、廃止期日までは現在の下限面積要件を継続してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これからもより農業委員会の判断が重要になってくると思われます。しかしながら、別の観点から、市内農業において、高齢化、そして後継者不足が経営意向調査などにより顕著になってきております。農家数の減少と産地規模縮小が予想されるとされており、その取組として、新たな担い手の確保と育成による生産基盤を強化し、市内産地で研修し定着を促す新規就農者確保、就農相談から研修支援、農地・施設のあっせんを含めた独立就農までの支援事業というものも始まっております。常時従事する要件をクリアして、新規農地取得もできるということにもなるのでしょうか。この案件につきましても、これはまだ私自身も少し勉強不足でございます。また調べて、次の機会に、何かの機会がありましたら尋ねていきたいと思っております。

次に、地域計画を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法の改正案であります。将来、地域で誰がどの農地をどのように担っていくか、農地利用の集積化を図っていく人・農地プランの具体化を働きかけてきましたが、今回は地域計画として、市町村が関係者による協議の場を設け、計画策定をすることを法律に位置づけると言われております。ただし、担い手の高齢化と後継者不足が進む中、人・農地プランの策定について、農地中間管理機構や農業委員会へのヒアリングにおいて、全ての農地をプランの対象にするには困難という意見が出されており、今回の法改正では、協議を経て、農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域に整理を行い、農業利用する区域で地域計画を策定し、保全等を行う区域は農山漁村活性化法の活性化計画の活用を検討というのが大きな枠組みでございます。その上で、市町村は、農業利用をする区域について、農業の将来の在り方と農業の担い手ごとに利用する農地を定め、目標地図を作成する。この1筆ごとに農地関係情報を表示できるデジタル地図、これが以前委員会のほうで質問いたしましたeMAFFでありますけれども、農地の出し手と受け手の年齢や意向、後継者の有無などを踏まえて地図を作成し、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示し、農水省は、改正法の施行期日から周知期間と合わせて3年程度で作成期間を設定する方針であるということをおっしゃっております。

弥富市としては、この期限で果たして作成は間に合うのでしょうか。今の考えを聞かせてください。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 全国の農業をめぐる状況につきましては、国は、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などにより5年後、10年後の展望が描けない地域が増えてくると想定しております。こうした中で、地域の置かれた現状を的確に把握し、どのような担い手を中心となり、どのように農地を守っていくかといった地域の抱える人・農地の課題について、地域内で話し合いによる解決に向け、人・農地プランの作成及び実質化を推進しているところでございます。

本市では、既に人・農地プランを作成しており、この人・農地プランに基づき、農地中間管理事業による農地の貸付けや担い手に対します農業支援事業などを推進しております。

また、農地情報のデジタル化を推進するためには、愛知県をはじめ、あいち海部農業協同組合、弥富市農業委員会、各関係土地改良区、そして地域の皆様の御協力が必要になりますので、今後も関係機関と連携し、地域計画の策定につきましては、その期日に間に合うよう推進してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 情報のデジタル化というのは、もう現状やっぴかねばならないことではあると思います。関係機関において同一の情報が皆さんに得られるよう、推進をお願いいたします。

次に、農水省は、2022年度から主食用米からの転作を促すため、生産者に支払ってきた水田活用の直接支払交付金の交付対象を厳格化すると言っております。5年間水張りを一度も行わない、いわゆる水稲の作付をしない農地を対象から除外すると。これまで国は主食用米の需要減少を受けて生産者に転作を推進してきましたが、従来の政策に逆行するような制度変更で困惑と不満が広がりつつあります。

具体的には、2020年度から26年度において水稲を一度も作付しない農地に対して、2027年度以降、交付対象にしない。多年生牧草の助成は、種まきせず収穫のみを行う年は減額。飼料用米などの複数年契約は、2022年度以降、加算措置の対象外とする等々の条件を見直してきています。地域の水田を区画化して、転作する区画を毎年換えていき、地域で転作を循環させるブロックローテーションを促すのが狙いとされておりますが、一方、既に畑地化した農地については、水田利用活用の目的を達したとして、対象から外そうとする国の思惑が見えております。関係者は、新型コロナウイルスの影響で主食用米の需要減少に拍車がかかり、転作が増え続ければ交付金が膨らむ、財政圧迫が懸念されての施策ではないかと思われておりますが、いきなり方向転換で農業現場は大混乱しておると思います。

弥富市は、この制度変更にどうやって農業者に説明をしていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 水田活用交付金の取扱いにつきましては、あいち海部農業協同組合を主体とする海部南部地域農業再生協議会が行っており、営農計画書や交付金に対する申請の取扱い、取りまとめ、農家への交付金の配分につきましても再生協議会が行っております。

農業者に対する対応につきましては、再生協議会のメンバーといたしまして、本市及び蟹江町、飛島村も含まれておりますので、再生協議会の中で情報を共有し、丁寧に対応してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 再生協議会とは言っておりますが、弥富市もその中のメンバーであるわけでございます。農業者は個人ではなくて、各集落単位で困惑しているのが現状です。協議会の中で先導していただきたいと思っております。

この項目の最後に、農地取得の下限面積変更や農業経営基盤強化促進法の改正、水田活用交付金の厳格化と大きく3点について質問してきましたが、市長、総括、また御自身の考えを聞かせてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨今の農業は、高齢化や人口減少が本格化する中で、担い手の減少や耕作放棄地の拡大などがさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念をされております。

本市といたしましても、今後、農業の成長産業化や所得の増大を進めていくためには、生産基盤である農地について、健全性を図りながら持続性を持って最大限利用されるよう、担い手の確保や農地の集約化に重点を置き、地域の目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を明確化できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 中間管理事業であったり、農地利用集積円滑化事業などによって農地を預けられ、地権者にはあまり関心がないということは事実でございます。しかしながら、これは各集落ごとに弥富市としては支部長という者を置いております。言い換えれば生産組合長ということでございます。これを設置している以上、支部長には十分な説明をこれからもよろしく願いをいたしまして、次の項目の質問に移りたいと思います。

少子化や都市部への流出などによって人口の減少を防ぐ一手を、地域の活性化、ひいては地方創生を実現するためには、弥富市の魅力をどのように市外に発信していくかについて幾

つか質問をしていきたいと思っております。

最初に、関係人口、このワードはここ5年ぐらいに広まってきた言葉でございますが、政府による第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の関係人口の創出・拡大による後押しの影響も大きいですが、それまで都市から地方へ流れ、移住への限界を感じられます。

移住については、確かにムーブメントが起き、複数の自治体で社会増が実現してきましたが、策定した人口ビジョンに示すような人口減少に歯止めがかかるというほど大きな成果にはつながっておりません。移住フェアでは、各自治体のアピール合戦が続き、移住者獲得競争とやゆされていて、そうした獲得した移住者によって地域の課題が改善、活力が生まれたかということ、実態はさほど変わっていないのが現状でございます。

ならば、次の手として、移住ほどの負担はなく都市から人を呼び寄せる方法として関係人口に焦点が当たり、地域に新しい動きが広がってきました。関係人口が新しい概念かということとそんなことではなくて、かつては交流人口と呼ばれておりましたが、今や観光で訪れる人たちのことを交流人口と称しております。そして、再び、質的な交流を行う部外者に対し、関係人口という新しい用語をつけたというのが実態でございますが、ただ用語が新しくなったということではありません。

都市と農村の距離感が大分近づいてきております。それは、道路や鉄道などの交通インフラによる移動時間の短縮という面と、人々の関心が都市から農村へ向いてきている、地方が一般社会に肯定的に認知されるようになりました。地方志向は、東日本大震災を契機に高まり、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの普及により身近なものとなりました。この関係人口をどのように戦略的な位置づけをするのが重要になってくるのですが、当然その地域にはその地域のルールがあり、そこにこれまで無関係だった関係人口が加わろうとしても難しいと思われまます。また、外から関係人口側、これまでの地域側にも協働という需要がなくはならず、市が施策を実施するに当たって、創出、拡大と目線を外に向けてばかりではなく、内に向けての需要体制の構築という相互関係が必要となってきております。

地域の衰退、高齢化に関する情報は、これまでも行政により提供されておりますが、人口推計のグラフでは、暮らしの変化が具体的にイメージするのは難しく、受取手の地元住民が動くわけではないので、情報提供が不足していると思われまます。現在と10年後の姿、その時点での課題に対してどのように対応していくかを考えられるよう、地域の生活実感レベルでの情報提供、課題提供を中心に、関係人口の概念や意図を理解いただき、協働戦略を立案していくことが必要となってくると思われまます。

今日、多くの自治体の関係人口の創出に取り組んでいると聞いております。特に地方創生の中で重要視され、関係人口の獲得競争が始まっているとも言われております。弥富市とし

て、現在、競争で勝ち残るための戦略にどう取り組んでおるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、人口減少の抑制には、出生数を増やす取組に加え、若年層の転出の抑制と移住・定住の促進などによる社会増を目指すこととしており、関係人口だけでなく、市内在住者及び転入者が市民同士で気軽につながりが持てる環境をつくることで住みやすさや暮らしやすさが実感でき、定住人口の増加につながるものと考えております。

現在、地方創生推進事業の一つとして、市内にある様々な人材や場所などの地域資源を多様化する市民ニーズとマッチングさせる仕組みを構築する事業を行っているところでございます。市民の皆様や本市に関係する方々に愛着を持っていただき、また関心を持っていただけるよう推進してまいります。

また、継続的な社会増実現のため、本市と様々な形で関わる関係人口の創出を図ることは不可欠であり、観光交流やSNS等を活用して本市の特徴や魅力などを市内外に向け積極的に情報発信してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ここまでの質問において、関係人口はよいものという前提ではございましたが、これは、関係人口もまた分けていくと、活動人口、関心人口、問題人口、弊害人口というような、関係人口をただたたえるというわけではなく、その中においても視点をやや否定的に捉えていくことも大事だと言われております。人口増を目指すことは大事ですが、この4つに分けた中で、地域に対して誇り、自負心を持つ、活動できる方々、すなわち活動人口を増やすこと、これこそが弥富市の魅力を増し、新しい人口を呼び込む可能性が強まり、人口が多少減少しても価値ある元気な地域がつくられるため、この活動人口に注目していこうということも言われております。

また、ちょっとこの活動人口に関しては、次の機会、またどこかで質問ができればいいかなと思っております。

それでは、次の質問です。

現在の日本の人口減少に向き合ったとき、都市部から地方への人の流れをつくることが必要と先ほども言うておりましたが、なぜ若い世代が地方から都市部へ流れるのだろうかということになりますと、都市部には仕事があり、魅力があるからであろうということをおっしゃっております。つまり、若い世代の流出を防ぐには、都市部にはない魅力を発見、創出する必要があります、そこで、弥富市に住みたくするには何が必要かと考えてみました。最も直接的な解決策は、若い夫婦や家族を呼び込み、子供を増やすこととされておりますが、しかしなが

ら、どこの自治体でも様々な子育て支援制度を整備しております。実際には、特段の効果があつた自治体は少ないとされております。子育て支援センターの整備をはじめ、子ども医療費や保育費の補助などが上げられますが、これら施策は、既に住んでいる家族世帯や子育てしやすくなるためのものと言ったほうが強いように感じます。

それでは、若い家族世代を呼び込むには何が必要になってくるのでしょうか。これはまた地方都市ではないんですけれども、千葉県流山市の事例、これはあまりにも有名で皆様が知っている情報でございますが、弥富市もこれは十分把握しているということでございますが、少し特徴的な施策を述べてみます。

母、または父になるなら流山市というキャッチコピーを掲げて、子育て環境を整え、市内2つの駅をハブとして、駅前送迎保育ステーションと呼ばれるシステムを導入しています。また、市の経済社会における存在価値を明確にし、民間の視点を取り入れた市の持つ資源を見える化、魅せる化するため、認知度と交流人口を拡大することを目標として活動しています。

この事例で重要なのは、制度そのものではなく、子育て世代共働き夫婦から選ばれるまちを目指した明確な目標設定とニーズに合ったシステムの導入、ターゲットを絞ったブランドイメージ、積極的なPRの結果であろうと思います。こうした施策は、社会基盤の整備だけではなく、自治体の運営戦略そのものに、誰に対して何をするかということを考えさせられます。弥富市として、若い世代を呼び込むため、子育てがしやすい環境及びニーズに応える施策を展開していると思いますが、具体的な手法を上げていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 核家族化が進行し、共働きや独り親家庭が増加傾向にある中で、本市の子育て支援施策については、市総合計画及び子ども・子育て支援事業計画に基づいて取り組んでおるところでございます。

施設面におきましては、子供を安心して預けられる施設といたしまして、保育所や児童クラブ、子供が安全に遊べる施設といたしましては、児童館や児童公園、子育て相談など親子で利用できる施設として子育て支援センターなどの施設を各地区及び各学校区ごとに整備、運営をしております。

ソフト面におきましては、子供の送迎や預かりなど、地域で子育て援助を行うファミリー・サポート・センターにおいて、病児病後児保育事業や産前産後サポート事業を実施するなど、多様化する子育てニーズに沿った事業を展開しております。また、子ども医療費支給事業につきましては、令和4年4月より18歳到達年度末までに対象を拡大いたしました。

そのほか、令和2年5月に開庁した本庁舎内に保健センターを設置し、同年7月に子育て世帯包括支援センターを併設したことで、妊産婦及び乳幼児をはじめ、児童・生徒及びその

保護者の支援を行う健康推進課、福祉課、児童課、教育委員会などが1つの施設にまとまりましたので、関係部署との情報共有が非常にスムーズとなり、特に支援が必要な児童や家庭を把握した場合には、迅速で適切な対応が可能となっております。

今後は、保育所の民営化や児童発達支援事業など、民間事業者の協力を得ながら、多種多様化する市民ニーズに応えてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 一昔前には、子育てするなら弥富と称賛されていたような時期も懐かしい話でございます。これは何が、弥富市が手当が落ちたわけではないです。他の市町が追いつき、施策によっては追い越されたものというものもあると思います。どうか他の市町ではできない独自の子育て支援を多方面に発信していただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

ここまで、市内を活性化していくにはどうすればと質問をしてきたわけですが、人口減少社会で弥富市を維持するには、中心市街地に機能を集約したコンパクトシティを目指すべきではあります。加えて、市の顔である町なかのにぎわいが不可欠で、表情が暗ければその人の元気のなさが感じるように、市街地に元気がなければ、市自体に活気が生まれません。活気を生み出すための原動力は人であり、その中心市街地に、若い世代、特に単身世代を呼び込む新たな魅力をつくり出す必要があると思います。

そこで、若者を中心市街地への移住を推進するには、空き家、空き店舗などの再利用をしたシェアハウスも一つの手法ではないのでしょうか。転居する際の費用が抑えられるのは大きな利点であり、住居を選択する際、若者が選ぶ一番の理由にはなると思います。これからのコンパクトシティを目指すには既存のストックを有効活用すべきでありますし、若い世代が中心市街地に住むことで活性化につながり、より多くの若者が商店街を訪れる効果があると思われまます。若い単身世帯を転入してもらおう施策、弥富市の魅力をアピールするための手だてであります、こちらについて問うていきたいと思ひます。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 少子高齢化、人口減少が進む中、コンパクトシティ化は市民の生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化等、行政コストの削減など様々な効果をもたらします。

また、市内にある様々な資源を利活用し、まちを活性化することも地方創生やまちづくりには重要です。

本市は名古屋市のベッドタウンとして発展してきたまちであり、鉄道、道路の充実は、若者に居住地として選択してもらおう条件のアドバンテージになり得ると考えます。

単身世帯への支援につきましては、現在は特にございませんが、出会いの場の提供、新婚

世帯などの支援は今後も行ってまいります。

また、駅周辺の整備や道路環境の整備をすることで中心市街地が活性化し、本市に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるよう、市の情報を発信し、他自治体の成功例などを参考に、官民や関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 全国的な流れとしてシェアハウスということ述べたわけで、このシェアハウスが弥富にそぐわないのかどうか、その辺はちょっと分かりませんが、しかしながら、コンパクトシティを目指すのは当然の施策でございます。

今回質問するに当たって、弥富駅周辺地区まちづくりニュース及び弥富市車新田地区まちづくりニュース、それぞれ最新版を見させてもらいましたが、それぞれ進捗は見られますが、地権者にとってみれば大事な私ごと、理解はしますが、もう少しスピード感ある協議を市のほうにお願いをいたしまして、最後に総括として市長に聞いていきたいと思っております。

弥富市は、大都市名古屋をベッドタウンとして、市外で働きながら子育てできるまちを目指していると思っておりますが、さらに企業やITを活用したサテライトオフィスなどの誘致を積極的に行い、子供のそばで働けるまちづくりを目指すべきであります。

市長は、よりよい取組をしている他自治体の情報をいち早く見つけ、効果がありそうだと判断すればいち早く取り込むという積極的な姿勢を見せてください。冒頭でも述べたように、子育てしやすいまちを市内へ発信するだけでなく、対外的にアピールすることが重要です。近隣の市町のまねはしたくないと、つまらないライバル意識やプライドを捨てて、近隣市町間ではイデオロギーを乗り越えて、よい施策があれば柔軟性を持ってもらいたいと思っております。

このように、保護者目線の行政支援ができるのは市長の強いリーダーシップにあるのだと思っております。今朝の新聞にも掲載され、再選に向け出馬の意向ということでございますが、おおよそ2か月後には市長選挙が控えております。10年後、20年後の、もっとそれより先、50年後の弥富市の未来を見据え、最後に公約を含め、強い熱意を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 少し長くなりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、平成30年12月に市民の皆様より負託され、市長に就任いたしました。平成から令和に代わり、また新型コロナウイルス感染症対策などと激動の4年間を市民の皆様、議員各位の御理解と御協力により市政運営を担わせていただきました。

この4年間、私の公約であります歴史・伝統・文化に学び、新しい弥富市へチャレンジを方針に、新しい政策や、市民の皆様と一緒に考え、つくり上げ、推進してまいりました。今

後も市民の皆様と共に歩いていく基本姿勢はそのままに、少し先の未来、2040年の弥富の未来を見据え、これまでの成果をベースにさらに発展させ、人が主役となるまち弥富市をみんなで作っていきたくて考えております。

具体的な施策といたしましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン集団接種や給付金事業事務などにおいて、国、県、医療関係者と密に連携を取り、県内トップクラスで行うことができ、市民の皆様への安全・安心につながったと感じております。やはり関係機関などとの連携はどの分野においても必要であり、有効でありますので、今後もさらに、政治経験や国・県とのパイプを生かすなど、連携を深めてまいります。

次に、南海トラフ地震や激甚化する風水害などの自然災害への防災・減災対策としましては、官民連携した浸水時避難場所の確保、広域避難の協定など、強化してまいります。また、国・県と連携し、広域防災活動拠点整備や訓練などハード・ソフト両面の対策をし、河川海岸堤防、排水機場など治水対策も強化してまいります。

次に、駅周辺の整備につきましては、かねてから鉄道駅に分断された地域や誰もが安全・安心に通行できるよう、バリアフリー化したJR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業が令和8年度に供用開始し、北口駅前広場等整備事業も令和9年度に完成するめどが立ちました。駅周辺整備はスタートしたばかりであり、駅周辺のにぎわいづくりや弥富駅徒歩圏内にある車新田土地区画整理事業を着実に進めてまいります。

次に、子育て支援事業におきましては、妊娠期から子育て期にわたる継続的な支援の確立に努め、出産臨時特別給付金や高校生の医療費無償化の拡充を行ってまいりました。今後、土曜保育の実施や保育所の民営化など、保育サービスの向上を目指してまいります。今議会におきましても、保育所のおむつ持ち帰り廃止事業の提案もさせていただいております。

次に、教育におきましては、中学校にスクールカウンセラーの配置をし、いつでも対応できる体制づくりなど、いじめ・不登校未然防止の取組、道徳教育、人権教育が充実するよう邁進してまいります。あわせて、子供たちのよりよい教育環境を確保するために、新たな教育部を創設し、乳児から高校生までの継続的な支援を行ってまいります。

次に、名古屋港鍋田埠頭コンテナターミナルでは、5Gを活用したタイヤ式門型クレーンの遠隔操作・自動運転システムが稼働し、世界最高水準の生産性を実現しており、名古屋第2環状線、環状自動車道路など、さらなる道路網の整備によりますます利便性が向上していることから、港背後地にさらなる企業立地を誘導してまいります。

次に、農業の担い手育成・確保をはじめとした農業支援・振興と農業基盤整備を充実させ、地場産業、商工業を振興し、それぞれの連携により農産品のブランド化や特産品の開発をしてまいります。

次に、コロナ禍において人と人とのつながりが希薄化してきており、地域住民、コミュニ

ティ、各種団体の事業がなかなか再開できない状況でもありますので、今議会において自治会支援事業を提案し、支援してまいりたいと考えております。また、市民なんでも相談窓口の設置や市民協働による地方創生事業につきましても、人と人がつながり、マッチングによりニーズがかなえられる事業も展開してまいります。

自治体間の競争が避けられない中で、若者や企業に選ばれる弥富市にならなければなりません。今後、さらにデジタル化が進み、人々の暮らしは変化し、市民の生活向上に資するよう行政サービスを変化させてまいります。

また、テレワークなど多様な働き方が求められる中、サテライトオフィスを導入する企業が増えてまいりました。このような民間企業の動向を注視するとともに、先進自治体の事例を研究し、選ばれるまちを目指すと同時に、デジタル化の恩恵を全ての市民が享受できるよう、いわゆるデジタル難民の支援にも力を入れてまいります。

また、様々な事業を展開することにより大幅な人口減少を食い止め、東京から本市まで約1時間となるリニアインパクトの波に乗り、本市の強みである利便性の高い鉄道と高速道路の相乗効果を高め、本市の魅力を発信していくことで、関係人口、定住人口の増加を目指してまいります。

このような取組により、弥富市を次なるステージへ導いていかなければならない責任があると考えております。私は、どのように本市が発展していくにしても、市民が主役でなければならないと考えております。そのため、2040年の弥富の未来に向け、あなたが主役、一緒につくっていきましょうを公約方針に、市民の小さな声にも耳を傾け、市民と協働して様々な施策を総合的に展開するとともに、私自身、弥富市のために全身全霊で尽くしてまいりますことをお約束申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、1つ、コロナから暮らしを守る対策を、2つ、水道料金の引下げについて、以上

2点について質問をしていきたいと思ひます。

現在、主流のオミクロン株によって、大変多くの感染者が日に日に出ております。少し減ったとはいえ、現在でも15万人程度の1日当たりの感染者数。そして、今回のオミクロン株は重症が少ないと報道されておりますけれども、実際に死者は300人を超えるような事態で過去最大というふうになっております。そもそも、この重症化という定義自体が実態と合っていない、国はさらに全数把握しないというようなどころも出しまして、本日付でそれが実行されておるところもありますけれども、4自治体しか実行されていない、批判が相次いで混乱している状態にもなっております。

第7波ということで、7回も、こうしたコロナ感染の波が押し寄せていますけれども、いまだに検査体制の確立はしていないと。そして、医療は逼迫し、保健所も逼迫していると。支援サービスも十分に受けられないと、そのような状況に置かれているというところがございます。

さて、コロナから暮らしを守る対策について、検査、感染者のサポート、感染後の相談窓口など、3つの視点で質問していきます。

現在、コロナ感染第7波ということで、弥富市でも毎日100人を超えるような感染者数が出ております。実際、先週の愛知県内の統計によりますと、10万人当たり1,463人というところで県内第1位の感染者という状況になっております。

このコロナウイルスは、無症状の人からも感染してしまうという厄介な性質を持っており、感染を抑えるためには、まずは検査が大切だと思います。愛知県でも幾つかの薬局で無料検査を行っています。

そこで、まず確認いたしますけれども、弥富市内の薬局で無料のPCR検査あるいは抗原検査を受けられるところは何か所あり、それはどこでしょうか。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えいたします。

9月1日現在、市内では3か所の事業所でPCR検査、抗原検査を無料で受けることができます。実施している事業所は、イオンタウン近くにありますクスリのアオキ、ウイングプラザパディ内にありますドラッグカワサキ、笹医院向かいの調剤薬局さくらんぼです。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした県の政策によって無料の検査を受けられるというところがあります。以前はクスリのアオキさんしか知りませんでしたが、最近では少し増えてきたのかなというところがございます。

ただ、これらの薬局に関しまして、実際に私自身が感染した7月の際、家族が濃厚接触者となりました。こうした中で、クスリのアオキさんで受けようと思ったんですけども、濃

濃厚接触者は対象外だということを言われました。これらの薬局では、濃厚接触者という状態で検査が受けられないという状況になっていると思いますが、確認どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えいたします。

県が実施している無料のPCR検査、抗原検査は、感染の不安を感じる方を対象としていますので、濃厚接触者に該当される方は検査の対象外となります。濃厚接触者の方は新型コロナウイルスに感染している可能性がありますので、自宅待機等、感染リスクの高い行動は控えていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） それでは、この濃厚接触者という状態の場合は、どこで検査を受ければよいのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、感染症状のある方や濃厚接触者、また濃厚接触者の可能性のある方は、県の無料一般検査を受けることができません。濃厚接触者の方は、5日間の不要不急の外出の自粛となっていますので、5日間の待機後になりましたら県の無料一般検査を受けることができます。

また、新型コロナウイルスに感染しているか御心配の方は、自費となりますが、医療機関で受診することは可能です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 基本的には医療機関ということでございましたけれども、現在、医療機関の場合、無症状の場合であれば検査できるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えいたします。

医療機関の受入れが可能であれば、自費となりますが、無症状であっても検査することはできます。しかしながら、発熱など多くの受診者で医療機関が逼迫している状況であれば、無症状の人の検査は難しいと思います。無症状の濃厚接触者で感染不安を感じる方は、薬局で検査キットを購入して検査をしていただきたいと思います。症状がなくても、検査結果が陽性となった場合には、医療機関を受診する必要がございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうして無症状の濃厚接触者というのは、検査を受けられないという状況になっています。無料でということですがけれども、有料で薬局、今先ほど申された3か所であれば3,000円ぐらいのキット、これ医療用の検査キットが購入できるということで、

それを買って検査するという形か、あるいは今は本当に医療現場、予約しても電話してもなかなか症状がなければ受けられませんけれども、病院でも可能は可能ですけれども、実際には本当に先ほど言ったように逼迫している状況の中で受けられないという状況になっています。

この無症状の濃厚接触者の状態で、じゃあ、自宅で待機しておれば問題ないんじゃないかという方もありますけれども、じゃあ、何が問題なのかといたら、まず最初に言ったとおり、無症状でも感染していれば感染源となるという点。そして、自宅待機の中で、濃厚接触者は感染者とは違って陽性登録が行えないというところになります。そうすると県の支援サービス等が受けられないというような状況になると思いますけれども、無症状の濃厚接触者がどんな支援が受けられるか、感染者と対比してお答えください。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えいたします。

感染者と濃厚接触者の違いですが、感染者は自宅や宿泊施設で療養、また重症の場合は入院となります。これに対して濃厚接触者は、不要不急の外出の自粛となり、行動制限の度合いが大きく異なります。また、感染者の方は県の配食サービス、宿泊療養施設の利用、パルスオキシメーターの貸出しのサービスが利用できます。濃厚接触者の方は症状もないため、マスクを着用し、混雑する時間帯を避け最低限度の行動は可能となっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今言われたとおり、濃厚接触者であると県の支援サービスが受けられない。しかし、会社等は休まなきゃいけない、仕事が行けないというところが、オンラインで仕事ができるところはそれで対応しているところもありますけど、なかなかそうでない、特に接客業等はそうはいかないものですから、基本的には休業となります。そうした場合、補償等が受けられなくなるという状況にあります。よって、無症状の濃厚接触者でもやはり検査が必要となってきます。

先ほど言ったように、この無症状の濃厚接触者の場合は、検査自体がなかなか受けづらいというのが現状です。私は、こうした方々に市で検査キットを配付するようにはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えいたします。

検査キットの配付につきましては、現時点では考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 実際、この検査キットを買おうとすると、医療用、効力のあるものであれば先ほど言った3か所、そして薬剤師さんがいる時間帯、平日昼間という状況に限られ

てきます。仕事をしていると、なかなかそういった検査キットも買えないという状況にあります。ただ、濃厚接触者に認定されれば、そのときに買いに行くことはできると思いますけれども、ただ1個当たり3,000円と。家族2人、3人でありますとそれだけお金がかかってくる。そうすると、やはり検査をちゅうちょしてしまうという状況になっている。そこがやはり大きな受けられる方、受けない方というふうに分かれてくる道だということになります。

また、保育所や学校あるいは高齢者施設等、定期的に検査を受ける体制になっていると思いますが、現在実態はどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所や学校では、定期的な検査を行う体制にはなっておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、国と県でそうしたのを行いましょうということでやっていますけれども、実際には、やはりこの弥富市ではなっていないというのが現状かと思います。

ただ、現在弥富市でも、保育所や学校あるいは高齢者施設は把握しておりませんが、こうした中で濃厚接触者となっている場合があります。そうしたクラスター等発生しながら休業というところもあるわけですが、そうしたときにも、この保育所や学校で濃厚接触者というふう認定された場合、やはり市がこの検査キットを配付し、検査を行える体制を整備したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所では、登園後に児童が濃厚接触者と判断された場合や発熱などの症状が見られた場合には、保護者に迎えに来ていただくことと併せ、自宅での健康観察や症状がある場合には医療機関を受診していただくようお願いしておりますので、保育所で常に検査を行う体制を整備することは考えておりません。学校では、昨年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学級閉鎖をした学級には抗原検査キットを配付し、健康管理、健康観察の一助として使用していただいております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 学校では、そうした検査キットを配付しているということでしたけれども、保育所では配付されていないように思いますが、いかがですか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所のほうでは先ほど申し上げましたとおり、濃厚接触者の特定があった場合でも、そういった検査キットを配付していることはございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） あと、再び確認ですけど、その検査キットは医療用ですか、それとも研究用でしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 学校へ配付いたしました抗原検査キットは、研究用でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 研究用ということで実際には法的根拠がないと言われておりますので、それをもって陽性としても陽性者にはならないというところがあります。ただ、そうした中で研究用であっても検査の効力は見込めると私は思っておりますので、そういったものを配付していただいて検査していただく。そして、実際にもし仮に陽性反応が出れば医療機関等を受診していただくということであれば、本当にそれはいいかなと思いますので、研究用であっても、今後も配付を続けていってほしいですし、やはり保育所等にも配付するような体制を取っていただきたいというふうに思っています。

さて、現在、国のほうから医療用の検査キットを配付するように各都道府県に配付しましたが、残念ながら愛知県ではそのような体制になっていないというのが現状です。県に対しても検査キットを配付するように要求してほしいが、市長、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国のほうは、そのような体制になってきていることは承知をしております。県において、現在のところは多分検討中ではないかなと私は思うんですが、要望の機会があれば要望してまいります。

また、県がしております無料のPCR検査、抗原検査を御利用していただきたいと現在のところは思っております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今市長言われたように、無料のPCR検査、あるいは抗原検査を受けていただければということですが、弥富市では3か所ありますけれども、そういったところで受けようとする、なかなか受けられない実態もあるわけですね。そうした中で、やはり自宅で受けられる検査キットを配付することも有効手段の一つでありますし、また仮にそうした濃厚接触者、無症状であっても不安が残るという中で、病院にも電話をしたり行くわけですが、そういう中でさらに医療や保健所等にも不安でどうすればいいかというような質問もされると思うんですが、そうした中で対応が逼迫してきているというのも現状ですので、そういった部分を緩和するためにも、ぜひ検査キットの配付をもっと積極的に進めていただければというふうに思っています。

さて、次に感染者に対してです。

感染が発覚し、病院から保健所へ、保健所から感染者へ確認がございます。登録番号が知らされて、それを基に県の支援制度などを申請するようなシステム、HER－SYSと呼ばれる制度がありますが、実際に保健所から連絡があつて、このHER－SYSを利用できるようになり、支援が始まるまでは二、三日以上かかります。この間、感染者は外に出ることができず、食料等の心配がございます。

そこで、県の支援が始まるまで、この支援、食料配付等の支援を市でできないかお尋ねします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） これまでも答弁してまいりましたが、感染者の詳細は津島保健所が行っており、本市では感染者を把握することをしておりませんので、県の支援までのつなぎ期間に支援することは考えておりませんが、市民からの相談については、随時保健師等が対応し、関係機関や担当課につないでおります。

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性がありますので、災害対策と同様、ふだんから御自宅での食料品等のサイクル備蓄をお願いしたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、把握されていないということでもございましたけれども、実際に確かに保健所から市役所等に連絡があるわけではありません。しかし、他の市町村においては、積極的に相談窓口を設けて、その相談に応じて様々な支援サービスを県ではなく地方自治体で行っているところがあるわけです。

現状、このHER－SYSを使いながら県のその支援制度に申し込むわけですけれども、実際、現状で言うと、今私の下の娘、3歳児の娘が本日で感染状態が終わる10日目に当たるわけですけれども、この間、食料支援配達宅配サービス等を利用しようということでHER－SYSに登録して申請を行ったんですけれども、すぐエラーになって戻ってくるという状況があり、実際には県の支援サービスが受けられていないというのが現状です。このことについて市として把握しておりましたかどうかお答えください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） その今議員がおっしゃられましたHER－SYSに登録できないようなエラーが来るといような状況のことに関しては、こちらでは把握をしておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 勘違いさせてしまったのかもしれませんが、HER－SYS自体には登録できるんですが、県の支援サービスの申請をしようとするとうエラーで戻ってきてしまうと。HER－SYSに登録すると陽性登録されますので、現状観察ということで毎日熱何度

ですかとか、せき込みありますかみたいな質問に答えるようなところには行けるんです。ところが、県の支援サービスを利用しようとしても、それができないという状況になっていますので、弥富市民の今の現状感染者の方で、本当に例えば独り親家庭等では大変困っているという状況が予想されるわけですよ。実際にそういうことも聞いていますけれども、そういう中で、そういった方々にせめて支援が行えないかというところだというふうに思います。

また、もう一個では、現在、このHER-SYSに登録するというのも大変なんです。先ほど市長が立候補表明なのかよく分かりませんが、三浦議員の答弁に答えていた中で、デジタル難民を救済すると言っていましたけど、実際この高齢者などは実際まさにそうで、デジタル難民と呼ばれるこのHER-SYSに登録するという行為自体ができないという状況にあるわけですよ。保健所には電話かけたけれども、なかなかつながらない。我々も本当に何本もかけてもつながらない。実際、私携帯ですけど、携帯で電話を保健所にかけますと、ずっとコールしながら待っているわけですよ。いつまでたっても出ないもんですから、スピーカーにしてずっと放置して、ようやく30分後に出るとか、そんなような状況があるわけですけど、多分高齢者の方はなかなかそこまで待てないもんですから、実際には本当につながないと、こういう状況がこの市内でも起こっているというのが現状なんです。ぜひまずここを把握していただきたいと、そのように思います。

だからこそ、このデジタル難民あるいは高齢者等でHER-SYSに登録できない、そういう人たちのために分かりやすいチラシを作成するとか、あるいは電話相談、なかなか電話で対応して登録できるかというところもあるかもしれませんけど、そうした相談窓口をつくる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 以前、3月議会にも議員から同様の御質問をいただいております。そのときにもお答えをさせていただきましたが、現在、専用相談窓口は特に設置をしておりますが、市民からお問合せがあった場合には、丁寧に対応させていただきます。

また、1階市民プラザにおきまして、新型コロナワクチン接種の予約だけではなく、お問合せ等の対応や保健師による健康相談も行っております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そういうことであれば、ぜひ市として、例えば保健所につながらなかったら市に相談してくれというようなところを積極的にPRしながら、こうした困っている方々に対して対応していただきたいというふうに思います。

また、私としてはもう一步踏み込みながら、このHER-SYSに登録するとなると、現状は医療機関に受診して、その医師の方が保健所に連絡して、そして登録番号が送られてく

るという状況になりますけれども、名古屋市ではさらに進化しておりまして、自宅で医療用の検査キットで検査し、それで陽性があった場合、陽性登録が行えるようなセンターを設けて対応しています。陽性者登録センターというところを設置して登録しています。これは何でかという、やはり医療機関の逼迫を軽減するためにそうしたシステムを導入されたということで報じられておりますので、ぜひそうした自宅で検査して陽性登録ができる、そのような状況の中で医療の逼迫を避けるというところを対応していただきたいというふうに思っております。

これは要望ですけれども、ただ現状、本当に医療機関、例えば私の娘が発熱で保育所から連絡があって迎えに来てほしいということと言われて、そのまま病院に行ったんですけれども、本日の発熱外来は終わっていますと。翌日、発熱があって朝8時半に電話しても、本日の発熱外来はもう終了していますと。朝一でかけても終了していますと。弥富市内の病院ではなかなか受ける場所が見つからなかったという状況の中で、たまたま飛島村の病院で受診することができてよかったのか、陽性ということでも分かったわけですが、こうした状況の中で、朝一で電話しても発熱外来だともう埋まっているというような状況が、この今の弥富市の現状でなっているということをぜひ把握していただきたいと。そうした中で、この医療機関の逼迫状態が分かるわけですが、それを軽減するような対策を取っていただきたいというふうに思います。

先ほど、いまだに感染者を特定した連絡が保健所からないということですが、そうしたということは、やはり死者数も把握していないということになるかと思っておりますけれども、一応、死者数というのは把握しているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 県のほうから感染者の情報も来ておりませんので、死者数というのもこちらのほうには報告はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今のは通告になかったものですが、一応、もしかしたら把握しておるのかなというところで確認させていただきました。そうした連絡がないということですが、感染者や濃厚接触者、やはりこうした方々の今本当に困っている人たちに対しての支援制度をつくり、やはり窓口、先ほど困ったら市役所に電話していただければ相談に乗りますということでしたけれども、やはりこの窓口をちゃんと開設しましたよ、コロナで困ったらもう弥富市役所に電話してくださいと、こういう体制を確立してこそ、安心して市民が電話をかけられて、そしてそのサービスがあると。県で受けられなくても、弥富市が何とかカバーするというような体制を示してこそ、やはり安心してこうしたコロナ対応ができるんじゃないかというふうに思います。それでこそ、やっぱり市民の助けになる市役所本来

の在り方だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市では、毎日100人前後の新規陽性者が報告をされている中でございまして、市内の医療機関におきましても大変逼迫した状態が続いております。

そのような中で、いかにして本市としてその方々に支援ができるかということでございますが、先ほどからなかなか誰かということが特定できないような状況があるものですから、本当にお困りの方はすぐに市役所のほうに相談に、電話になると思いますが、御相談いただければと思います。丁寧な対応に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市長、せっかくユーチューブ等も持っていらっしゃいますので、ぜひ市民にそういった強い発信を行っていただきたいと思ひますし、やはりチラシ等もポスター等も作成しながら、困ったら市役所へということで、ぜひ周知する努力も行っていたきたいというふうに思ひます。

さて、次に感染後の対応になります。

感染後、仕事等を休んでいた場合、休業支援金、あるいは子供のために休んだ場合に受けられる小学校休業等対応助成金というものがありますが、それらの制度を知らない方も見えます。また、この申請が難しいというところで諦めてしまう人もいるかと思ひますが、それを手助けするための相談窓口を設置してはいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 現在も個人の方につきましては、福祉課、弥富市社会福祉協議会が、また雇用者側につきましては、産業振興課、弥富市商工会が相談を受けておりますので、これまでどおり御相談をお願いします。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私が言っているのはそういうところじゃなくて、やはりもうコロナで困ったらここでというところで、やっぱり一本化してほしいというふうに思ひわけです。

特に感染中の支援もそうですけれども、感染後、休んでいた期間が会社によっては補償手当をやってくれるところの中にはありますよ。ただ、本当になかなか今、会社自体も大変な状況ですので、年休を使ってくれとかというところもあります。そうした中で、自らが申請できるような制度として休業支援金の制度改正がされたわけですけど、やはりそれを知らない人も中にはいるし、知っていても申請が面倒くさいと、大変だ、よく分からないというところで諦めてしまうところもあるんですよ。結構複雑な書類になっていますので、そうした書き方もサポートできるような対応をしていく必要があるんじゃないかというところで、本当にコロナ相談窓口というのを設けてほしいというところになるわけですよ。ぜひそうした窓

口を積極的に設置していただく方向で考えていただくことを要望しておきます。

また、この休業支援金など先ほど言っていましたけれども、パートやアルバイト、あるいは自営業者、あるいはコロナ禍で失業中の方というのは受けられないんです。パートやアルバイトの方はシフト制ということで、そのシフトごとにもととなかったことにされてしまうので休んだわけじゃない。良心的な会社だと対応してくれるところもあるんですけど、相談を聞いているとシフトがなくなっているから、これは別にコロナのために休ませたわけじゃないというようなことで、この休業支援金が申請できないというような実態があります。

また、自営業者はもともとそういったところがないものですから、これも補償の対象外というところになりますので、この休業支援金が受けられないんですよ。だから、そうしたところに、やっぱりこの状況の中で、感染者になれば10日間、濃厚接触者の5日間、下手したら感染者プラス濃厚接触者ということで、家庭内で感染者がいるとそのお世話をしている方が感染対策を取らないと10日間プラス5日間、15日間社会に復帰できないと。

また、学校等では、学校に通わせているけど、学校が急に休みになって行けない、小さい子だったら面倒見なきゃいけないと。そうした中で、やはり休まざるを得ないというところがあるわけですがけれども、それをそのまま何もない補償の中でいくと、どんどんどんどんと収入が減ってしまうと。本当に今後暮らしていくのにどうしたらいいんだというところがあるわけですよ。

だからこそ、そこに対する支援を、国の制度でも県の制度でも漏れているんですよ、実際。そうすると、漏れているところに対して市が積極的に支援の手を差し伸べるべきじゃないかということで、ぜひそういった積極的支援を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 個人というわけではありませんが、今までにも中小企業応援助成金、感染症対策休業協力金、金魚組合や農業経営基盤維持支援金、理美容への助成、プレミアム商品券発行事業を実施をまいりました。

また、国の支援として収入が減少している方への臨時特別給付金などもありますので、現在のところは考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そういったところは確かにありますけど、本当にこうしたパート・アルバイトで10日間も休んでいたら、本当給料なくなっちゃうんですよ。そういったところをやっぱり対応してほしいというところだと思います。その全体的な支援は支援としてそれも必要ですがけれども、そうじゃない、本当にもう困窮している、逼迫しているような状況の中の人たちを救っていただきたいと。やはりそこを考えていくのが私は自治体としての役目じ

やないかというふうに思っています。

また、その他コロナの影響で収入が減ったり、物価が高騰して負担が増えたりしている状況の下で、先ほど言ったような全市民的な負担軽減支援を行ってききましたけれども、今回の議会では、自治会に対しての補助制度というのが1億1,000万円ほどついておりますけど、それもその一環だというふうに捉えますが、やはり全市民的に例えば水道料金の引下げであったり、給食費の引下げだったりということは考えられないのでしょうか。どうですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されており、本市におきましても、これまで様々な支援策を先ほど申したとおり取ってまいりました。

この9月議会におきましても、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受けた自治会加入者の自治会費負担の軽減と、自治会運営費等を負担することで加入を継続し、自治会活動の持続可能性の向上を目的として補正予算案を上程させていただいております。先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

また、国は物価高騰対策に活用するため、1兆円の地方創生臨時交付金を増額する指示があったと報道されております。本市への交付金の配分は現時点で未定でございますが、交付限度額が示されましたら、その規模等に応じ、市民、または市内事業者など、負担軽減となるような支援策を考えてまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ぜひ、もしこうした交付金等が活用できるのであれば、まずは本当に一番大きな打撃を受けたところに対して支援をしてほしい。その次に、やはり全体的には影響を受けておりますので、全体的な支援も考えていただきたいというふうに思っています。

また、その交付金に頼らず、自治体独自の財政を抛出してでも、本当に困窮しているところには助けていただきたいというふうに感じています。

7回もこうしたコロナ感染の波が押し寄せているのに、いまだに検査体制は確立していないと。医療も逼迫、保健所も逼迫、何回繰り返すんだと。病院にも行けずに、今たらい回しになって命を失う方もいらっしゃいます。支援サービスも十分に受けられない、受けられる体制にはなってはいますが、実際に受けようとしても、こうした逼迫状態の中で受けられないと、こんな現状があるわけです。このような中で、やはり市民を守る地方自治体の力を発揮して、こうした支援の手が届かない人たちに対して救えるように尽力をしていただきたいとお願いいたします。

さて、2点目の質問に参ります。

2点目、水道料金の引下げについてです。

弥富市の水道料金は負担が重い、何とかしてほしいと多くの市民の方々からの声が上がっています。先日も保育所の帰りにお母さんたちが話しているところを通りかかったら、私の顔を知っておりますので、ちょっと待ってと。水道料金が高いんだけど何とかありませんかという声をかけられました。

まず現状の確認として、弥富市の水道料金について市長はどのような認識でいるのかお答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 海部南部水道企業団では、業務の効率化や経費の削減に努めながら事業運営に取り組み、10年以上も水道料金を据え置いている状況でございます。同企業団の水道料金は県下において上位に位置していることは承知をしております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 県下において上位どころか、第1位です。一番高い水道料金となっておりますので、ぜひそのような自覚を持っていただきたい。

今現在、海部南部水道企業団の管理者、その企業長になっているのは市長であります。水道企業団の経営状況をどのように感じているのかお答えください。特に同規模団体、あるいは弥富市の運営状況と比較してどのように捉えているのかをお答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現状の海部南部水道企業団の財政は、令和2年度に6か月分の基本料金免除を実施し欠損金が生じたものの、1年でその欠損金を解消し、健全な状態に戻りつつあるものと考えております。

次に、同企業団と全国の同規模団体との比較でございますが、現金保有額につきましては、同企業団は同規模団体の平均より約24%少なく、企業債未償還残高につきましては、同企業団が同規模団体の平均より約74%少ない状況でございます。これは、平成25年から平成29年までの大口需要者の更新事業による減益を考慮して同企業団の更新事業計画を見直し、起債の借入れを行わず、投資財源に応じた事業を施行してきたことで一時的に減少しているものでございます。現在は、低金利で借入れが可能な起債を活用し、令和12年度までの大規模更新事業費を起債20億円の借入れに賄う計画であります。その後も、弥富排水機場の排水池更新事業等が予定されており、同規模団体の数値に近づいていくものと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現金保有率が少ないということではございましたけれども、先ほど市長が言われたとおり、7年間借金せずに、ノー借金でどんどん借金を返しながら経営してきたということは、それだけ余力があったということがうかがえるかと思えます。

コロナ対策として水道企業団がちょうど半年間の無料を行いました。欠損金が出たと言いますが、ほとんど赤字にはなりません。また、今年度の予算でも黒字見込みで、昨年の決算でも約2億円の黒字となっています。この2億円というのは、ちょうど半年間の基本料金を無料にした予算額と類似しています。よって、年間約基本料金が半額にできるというような状態にあるということだと思います。

さらに、その間でも借金が減っていると、さらに返せているわけですよ。赤字どころかほとんど黒字という状況になっており、その借金の利息も大きく減っています。

今後の見通しでも、この借金、さらに減っていくことが予想されています。借り入れた上で減っていくと。このような経営状況の下で水道料金を引き下げること考えないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 水道料金の引下げにつきましては、この弥富市議会で議論することではないと思っております。海部南部水道企業団において協議をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今現状は、弥富市長が企業長というところで質問させていただきました。

この海部南部水道企業団、私も水道議員になっておりますので、水道議会に出ておりますけど、7月に行われた水道議会では、愛西市の負担によって愛西市の水道料金の基本料金を免除する議案が可決されておりました。ということは、弥富市も独自に資金を出せば、弥富市民の水道料金を引き下げることが可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛西市が市の負担により水道料金の基本料金を免除する支援策を実施していることは承知をしております。しかし、本市のコロナ対策支援事業において、水道料金基本料金の免除は考えておりません。これは、海部南部水道企業団の給水区域のうち、本市、蟹江町及び飛島村の海部南部地区3市町村において足並みをそろえることとしたためでございます。

本市のコロナ対策、物価高騰対策に係る事業を本会議においても議案として上程させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 3市町村の足並みをそろえると言っていますが、既に愛西市が足並みそろっていないわけですから、それをそろえても私としてはどうなのかなというふうに思います。

また、水道企業団には先ほど言ったように余力があるわけですよ。十分に引き下げられるという状況です。また、水道企業団が行わないとしても、せめてコロナ対策や物価高騰対策としても、弥富市は愛西市のように引き下げる努力を行うべきだというふうに感じています。

市長も愛知県で一番高い水道料金の自治体の長として、しかも現管理者、責任者として、今の水道企業団の経営状況を正確に把握して市民に還元すべきだと思います。

その要因の一つとして、100%県水であり、それが県水が高額であることも原因の一端にありますので、県にもぜひその今までの経験のパイプを利用しながら、県にも引き下げる努力を要求し、現状をしっかりと研究いたしまして、愛知県で一番高い水道料金という汚名を返上できるように努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 安全で良質な水を少しでも安価に供給するため、海部南部水道企業団の企業長として、企業団においてしっかりと協議をしてみたいと考えておりますし、また県のほうへの要望につきましても、これは企業団で協議をしてみたいと思っております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ぜひ今企業長ですので、しっかりと議論していただければというふうに思いますが、しっかりと正確な状況把握をしていただきたい。実際に、例えば弥富市の運営で7年間借金をせずに運営するって、あり得ますか。あり得ないですよ。そのような状況の経営状況にあるということなんです。そこをやっぱりしっかりと正確に把握していただきたい、そのように思います。

せっかく名古屋から引っ越してきて家賃は減ったけれども、水道料金が高い、そんな声を市民から聞いたことはありませんか。弥富市の人口を増やすためにも、そういった努力が私は必要だと思います。引き下げるための条件は現状そろっています。ぜひ頑張ってください、そのように思います。

市長から何かあればお答えください。なければ、これで質問を終わりますけれども、どうですか、ありますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 安全で良質な水を安定的に供給するよう使命を果たす必要がございます。

また、災害に強い水道施設の構築のためにも、経営の健全化・安定化ということが不可欠でございます。繰り返しになりますが。水道料金につきましては企業団においてしっかりと協議をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質問のほうは終わらせていただきますが、ぜひ正確な情報把握をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後3時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時37分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして質問させていただきます。

子供を守る環境と防犯と木曾川堤防と河床調査について質問いたします。

1つ目は、子供を守る環境について伺ってまいります。

市内の小・中学校の保護者の方からの実際の疑問・質問を基に質問させてもらっていきます。

小学生の下校時に市の屋外スピーカーで見守りの行動を後押しするアナウンスがあり、いつも意識させてもらっております。さて、弥富市では、防犯情報や気象情報、地震情報などの警報・注意報が自動で受信できる弥富市安全・防災メールが配信されております。各地で子供が巻き込まれる事件が報道される中、貴重な情報源として多くの市民、保護者が利用されていると思います。その辺りを幾つか伺います。

市の安全・防災メールの登録者の数は、2020年と2021年度は登録者の数はそれぞれ何名でしょうか、伺えますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2020年度は4,487名、2021年度は5,021名の方に登録いただいております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 登録者が増えていくということは、市民の防犯・防災の意識の高まりに比例しているのではないかと思います。

安全・防災メールで流される不審者情報、犯罪情報ですが、2020年度と2021年度では件数はそれぞれ何件送られたか、メールの数を伺えますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2020年度は不審者情報20件、犯罪情報32件、2021年度は不審者情報19件、犯罪情報13件を送信しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 安全・防災メールの不審者情報、犯罪情報はどのような流れで市民の携帯電話などに届くのでしょうか、手順を伺えますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 情報源は、愛知県警のパトネットあいちとなりますので、その情報がパトネットあいちから発信されたものを本市で受信した後、内容を確認して本市に関係する情報を安全・防災メールに転載し、配信しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 8月5日ですが、不審者が確認されてから間を2日空けて3日後に安全・防災メールとしてメールが着信しました。不審者の服装の情報も書かれておりましたが、この季節ですと3日後では格好も変わってきます。不審者情報、犯罪情報の事案があつてから、この件、3日後にメールが届くことについて私は遅いと感じておりますが、この情報伝達速度は適切と考えますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員御指摘の事案について、メールの受信日時を確認したところ、パトネットあいちからのメールを受信した時刻が金曜日の午後10時50分であり、その案件を月曜日の出勤後にメール配信を行ったため、3日後となっております。情報伝達では早さが重要な要素となりますので、案件内容を確認してできるだけ速やかに対応してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 日にちが空き過ぎますと不安をあおるだけだったということにもなりかねません。できるだけ速やかにお願ひいたします。

不審者情報、犯罪情報があつた場合に、学校への連絡、そこから児童・生徒へどのように連絡が流れるのか伺えますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 市民協働課で受信しております不審者情報については、パトネットあいちを情報源としており、この情報につきましては、教育委員会や学校とは情報共有はしておりません。教育委員会では、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを利用して、警察から直接提供された不審者情報や緊急情報を個別で契約しているメール配信サービスを利用して、その情報を保護者等へ配信しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 子供の保護者が登録する各学校の保護者用防犯メールと安全・防災メールの不審者情報のメールは、配信のありなしと、内容について連結・連鎖していますか、

答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 教育委員会が利用しているメールにつきましては、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを構築しており、情報伝達網の中で教育委員会が警察等から受信した緊急情報等を市民協働課に向けて発信しておりますが、その情報を安全・防災メールとの情報連携は行っておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2020年の初夏の頃ですが、白鳥学区で刃物を持った住居侵入者が学区内を逃走中であると保護者メールに着信がありました。下校には保護者がつき添い、たくさんの警察車両が学区内に止まっていて大騒ぎとなっておりますが、安全・防災メールでは配信されなかったために情報も正確に分からず、意識の分断が起きておりました。なぜ同じ案件の情報が連結できないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員御指摘の事案につきましては、直接所轄の警察署から教育委員会に入った児童・生徒等の安全を脅かす緊急情報になります。そのような緊急情報の場合には、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの情報伝達網を活用して安全・防災メールにて発信して情報連携をしております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 刃物を持った不審者は、子供以外の市民の安全も脅かします。情報を知っている、知らないは緊急時に大きな差になります。どうか情報連携を密にお願いいたします。

子供が身の危険を感じたら近くの大人を呼んだり、子ども110番の家に駆け込んだりするなど、自分の身は自分で守ることを指導されていると思いますが、子ども110番の家に対しては、不審者情報をどのように伝えていますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 子ども110番の家は、市内8小学校区で284件の個人や法人の皆様にご協力いただき、児童・生徒の登下校において不測の事態に子供たちが声かけしやすく、駆け込み寺のような位置づけで御協力をいただいております。また、子ども110番の家には、カラーコーンを家や施設等の前に置いていただき、地域防犯の啓発の一翼を担っていただいております。不審者情報については、子ども110番の家の方々には連絡をしておりますが、市教委から学校、保護者等に伝え、必要に応じ教職員が子供たちに随行しながら下校指導等を行っております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番(板倉克典君) 生まれたときからインターネットがある今の子供たち、その子供たちを取り巻く環境は急速に進展しており、保護者が経験したことのないような事件がインターネットの世界で起きています。保護者も子供と同時にインターネットの中で起きる問題の解決方法や対応策を学ばなければ、ついていけなくなってしまうのではないかと感じます。保護者の方たちも、学校に頼る部分が大きい新たな学びの分野だと感じています。

各中学校で実施されています情報モラル教室について、最新ではどのような内容の指導を行っていますか、答弁をお願いします。

○議長(平野広行君) 柴田教育部長。

○教育部長(柴田寿文君) 小・中学校において、情報モラル教室については、携帯電話会社や蟹江警察署の方を講師として招き、情報の取扱い、特にSNSの正しい使い方や危険性について事例を通して知識の習得に努めております。また、保護者にも啓発することを目的とし、親子情報モラル教室を実施している学校もあります。

○議長(平野広行君) 板倉議員。

○1番(板倉克典君) 子供が他人と関わるときに、現実の世界では親、兄弟、友人や近所の人などのようにゆっくりと関わりが進みますが、インターネットの世界では接点や関係性が考える間もなく近づきます。しっかり人生を進んできた人間でも、インターネット情報社会の世界は経験では分からない部分があります。これからも情報モラル教室を充実していただきたいと思います。

少子化で児童・生徒の数が減っている中で、教師という職業が昔と比べて多忙化していると言われております。児童・生徒と関わる以外にも、学校行事や学年、学級経営、保護者対応や事務処理など、教育活動以外の時間が増加していると想像しております。先ほど伺いました情報モラルという部分でも、ICT、情報通信技術ですとか、タブレットが学校に入ってきて教える立場としてはそれらを理解もしなくてはならない、先生の忙しさは大変なものだと思っております。

そのような中で、家庭訪問という行事が学校では分からない児童・生徒の顔、そして保護者の情報を知ることができて、児童・生徒の理解が深まる行事だと考えますが、現在、家庭訪問はなくなっております。市内小学校で家庭訪問がなくなった理由を伺えますか、お願いします。

○議長(平野広行君) 柴田教育部長。

○教育部長(柴田寿文君) 教育活動、学級経営の一層の充実を図るためには、学校と家庭との密接な連携が必要です。家庭訪問はそのための取組の一つとして位置づけておりました。

しかしながら近年、共働き家庭が増加し、限られた日程の中での調整が難しくなってきました。また、実施するに当たって、年度当初に日程調整、訪問計画、立案等の事前準備に多

くの時間を費やします。さらに、平日4日間ほど午後の授業時間が削られます。授業時間の確保、教員の働き方改革の推進のため、家庭訪問から地域訪問への見直しが進んでいるのが現状でございます。

なお、家庭訪問を廃止したことにより、直接保護者と話す機会は少なくなります。授業参観、懇談会などを年間計画と位置づけ、学校と家庭との連携の充実を図っております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 家庭訪問がなくなって、家庭の中の様子を先生が感じ取る機会がなくなっています。家に行くという目的の一つとして、子供の生活環境を把握する意味があるのだと思います。

今の社会では、個人の情報やプライベートなことに踏み込むことが難しい現状です。しかし、先生の負担、保護者の負担などあっても、担任の先生は唯一その家庭に関われる糸口を持っていると考えております。

日本中で親が子供を虐待する事件が報道されています。家庭訪問は、先生が保護者を知る貴重な機会であり、その訪問で子供に関わる話題を発見したり、防いだりすることもあったのではないかと感じております。家庭訪問に代わり、先生の地域訪問が行われております。そう答弁でもありました。地域訪問とはどのような目的で、どのような成果がありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 地域訪問の狙いは、児童・生徒の居住環境を把握し、緊急時等への対応のためです。各家庭の場所の確認と併せて通学路の危険場所の確認も実施しております。

危険場所等の情報については、教職員のみならず必要に応じて地域にも情報を伝え、安全な環境づくりに努めております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 自動車で走り抜けるだけでなく、降車して歩いて先生自身が教師として働く学区の児童や生徒の生活環境を感じていただきたいと思います。

勤務時間内で先生と児童・生徒が一对一で話せる時間を持つことはよいのではないかと思っております。先生と保護者の面談はありますが、先生と児童、先生と生徒の一对一の面談時間というものはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 各小・中学校とも、学期に1回、定期アンケートを基に相談活動を行い、年間計画にも位置づけております。児童・生徒が抱える悩みや困りごとについて早期発見・早期対応に努め、児童・生徒から個別に相談があれば随時面談を行っております。

なお、相談活動実施後は、全教職員で情報を共有しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 児童・生徒の現状、気持ちを話して、先生がそれを否定することなく知ることができたらよい関係が築けていけるように思います。それにプラス、スクールカウンセラーも大切で必要であると思っております。先生だから大丈夫ということもないと思っております。

緊急事態宣言が出ていた頃、子供は公園で群れて遊ぶこともできず、今ボール遊びも多くの公園で禁じられ、それらがスマホ遊びに流れる一つの要因にもなっていると感じます。

続けて、市民の声を基にした質問をさせていただきます。

公園内で遊ぶ子供がうるさいから困るという苦情は、弥富市に年間何件ほどありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 公園内で遊ぶ子供の声に対する苦情の件数につきましては、令和2年度に3件、令和3年度に1件、今年度は今のところございません。苦情の内容につきましては、住宅が近接した公園において公園で遊ぶ子供の声のほかに、ボールの音がうるさいなどの苦情がございました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 公園内で遊ぶ子供がうるさいから困るという苦情に対し、市ではどこの部署がどのように対応されていますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 公園の苦情は、公園管理をしております都市整備課が対応しており、申出者に対しましては、公園は子供が遊ぶ場所であり、昼間の通常の遊び声につきましては御理解いただけるよう説明をいたしております。また、早朝や夜間など注意をする必要がある場合には、公園内に看板等を設置して公園利用者に注意を促しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 公園内で遊んでいてうるさいと近所の人に言われたという市民の声は、過去数年以内に市に相談はありましたか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） これまでに公園内で遊んでいてうるさいと近所の人に言われたという相談はございません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 公園内で遊んでいてうるさいと近所の人に言われたという声がありあつたとしましたら、どこの部署がどのように対応されますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 公園に関する相談につきましては、公園を管理しております都市整備課が申出者のお話を伺いながら適切かつ慎重に対応してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 子供が公園で遊んでいて近所の人にうるさいと叱られたとしまして、それが理不尽で恐怖を感じる叱られ方だったとしても、子供が市役所に相談するということは考えにくいです。まず保護者、そして先生ではないかなと思います。ここでも子供と先生、保護者と先生の関係が重要になってきます。

今回の都市整備課が適切かつ慎重に対応されるという答弁で安心される子供や保護者が見えます。様々な事情で外遊びせず、家の中で遊ぶことが増えると、いじめやネットのトラブル、虐待など、外に見えない問題が内在化してしまうおそれがあると考えます。日本の社会全体がコロナ、天災、ウクライナとロシアの戦争、物価高など、不安なニュースにあふれて、子供は自覚のないストレスにさらされていると感じます。

さて、こども基本法案が6月に国会で成立し、憲法や国際法で認められている子供の権利が包括的に保障される基本法という法形式で、来年4月1日から施行されます。こども基本法案第10条の2には、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとあります。こども基本法案には、子供が心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう定めるとあります。

伺います。こども基本法案と、後に策定されるであろう弥富こども計画について、市の見解、考えを伺えますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） こども基本法については、議員が御指摘のように子供の権利の保障及びその施策の推進に関する規定が設けられており、昨今、社会問題となっている虐待やいじめなど、子供の人権や権利が侵害される状況を国及び地方自治体を軸とした社会全体で改善していくための基盤となるものであります。

また、市町村こども計画につきましては、都道府県が定めるこども大綱を勘案して定めるよう努力義務が課せられておりますので、本市といたしましても、今後示される県の大綱に基づき、こども施策に関する事項を定めた弥富市子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 予測不可能な犯罪に巻き込まれるのではないかという不安、いつ自分

が仲間から孤立するのかわからないという不安、貧困で進学できないのではないかと不安など、そういったものに対してむやみに恐れるよりも、いざ困ったことがあったとき、大人に相談したら大丈夫という安心できる社会を築いていくことが予防につながると考えます。早期発見よりも予防の観点から、保護者と学校と教育委員会の距離を縮めて、子供たちとの関わり方を考えていっていただきたいと要望しまして、次の質問に参ります。

続きまして、木曾川堤防と河床調査について伺います。

室戸台風級や伊勢湾台風級の台風が接近するときには、高潮の特別警報が発表されたときから、国道1号尾張大橋への水の侵入部分と、その周りの低くなっている堤防に大型土のうで壁を造って閉め切る計画になっておりました。私の3月議会での一般質問で確認をさせてもらっています。今年度5月に、堤防部分に関してはアクリルパネルでかさ上げするという資料を国土交通省木曾川下流河川事務所より弥富市経由で頂きました。

質問してまいります。

今後、堤防部分を土のうでかさ上げする考え、計画はありますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 大型台風による高潮特別警報が発表された際は、木曾三川下流部緊急対策検討会において大型土のうによるかさ上げの実施を決定し、尾張大橋の国道1号部分は水防管理者、道路管理者、河川管理者等が協力して大型土のうによるかさ上げを実施します。

また、尾張大橋のたもと部分についてはアクリル板を設置し、大型土のう設置時間の短縮をすることとしております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 土のう設置で対応ということで、弥富市民、そして弥富市も備え、覚悟や期待もしていたと思います。なぜ土のう設置の計画をやめたのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 河川管理者である木曾川下流河川事務所によると、尾張大橋のたもとの部分については、大型土のうを設置する作業に代えて、あらかじめアクリル板を設置して緊急時の作業時間の短縮を図ることとしました。

なお、尾張大橋の国道1号部分については、事前に構造物等を設置しておくことが困難なため、越波・越水による災害の危険がある場合には、今後も引き続き大型土のうを設置する計画に変わりはありません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 約1トンの土のうを悪天候の中、186袋設置するには大変時間がかか

らと思っておりました。なくなった話ではありますが、土のう設置だとどれぐらい時間がかかるかと木曾川下流河川事務所は試算していましたか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） アクリル板等による事前対策の実施後は、約2時間で大型土のうの設置作業が完了する予定です。従来の全ての範囲を大型土のうで対応する方法では、約4時間の作業時間が見込まれていたため、作業時間は半分となります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 土のうからアクリル板へと材質も形状も変わり、気になるところです。アクリル板の厚みはどれぐらいのものですか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） アクリル板の厚みは2センチとなります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 事務局の方、写真1をお願いします。

国交省では、尾張大橋部分を桁下不足で重要水防箇所Aという重要度が一番上の判定をしています。木曾川が増水すると尾張大橋がダムのような働きをしてしまい、上流から流れてくる流木が橋桁でひしめくことも予想されます。

このアクリル板設置が進んでおりますが、質問します。強度の信頼性、強度を示すデータ、数値などありますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 設置者であります国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所に確認をいたしましたところ、アクリル板は川側からの波圧、波の圧力でございますが、及び風力、風圧及び陸側からの風圧に対して強度を満足するものであり、この地点で想定されるこうした力に対して確認をしており、許容たわみ量10ミリメートルに対して、たわみ量は67.8ミリメートル、許容曲げ応力度37ニュートン・パー・平方ミリメートルに対し、曲げ応力度20.3ニュートン・パー・平方ミリメートルとなり、それぞれ許容範囲内であることを確認しているということでした。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 土のうで対応する案から急転直下、計画が変わった印象ですが、経緯を伺えますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 大型土のうの設置作業を行う計画に変わりはありませんが、作業にかかる時間を短縮し、速やかに安全を確保するためには、大型土のうの設置個数を少なくすることが有効です。そのため、事前にアクリル板を設置しておくことが可能な部分について

ては、大型土のうに代えてアクリル板を設置することとしました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 他の都道府県で施工の事例などありますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） すみません。その前に、先ほどの答弁の中で私、許容たわみ量10ミリメートルとどうも発言したみたいなのですが、これは100ミリメートルの間違いでございました。100ミリメートルの許容たわみ量に対して67.8ミリメートルということでございます。失礼いたしました。

それでは質問に戻りまして、他の都道府県での事例でございますが、これも国土交通省中部地方整備局に確認をいたしました。河川では、東京都板橋区の新河岸川、神奈川県横浜市の石崎川において施工の事例があるということでございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 尾張大橋の1号線部分のみ土のうを設置し、水の流入を防ぐとなると、設置時間は相当短くなると伺いました。緊急時の1号線部分の土のう設置は、今までの計画どおり愛知県建設業協会がバックホウでやるのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 河川管理者である木曾川下流河川事務所は、水防管理者である本市からの要請を受け、愛知県建設業協会等の協力を得て大型土のうを設置します。また、設置はバックホウ等の重機を用いることを想定しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 尾張大橋付近の木曾川の底が浅くなってきていて増水時に危険なのでしゅんせつをとという質問を過去にさせてもらっております。木曾川の河床に関する測量は令和3年に行われ、その検査結果がまとめられたのではないかと思います。河床が変動して高くなっておりますが、5年に1度の河床の定期的な測量の結果、いかがだったでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） これも測量いたしました木曾川下流河川事務所を確認をいたしましたところ、木曾川の下流部では堆積傾向の区間と低下傾向の区間が全体的に混在しており、令和3年度の測量結果によれば、尾張大橋付近では5年前と比較し、最大50センチ程度の堆積と最大50センチ程度の低下が見られたということでございます。

こうした河床の変動は見られますが、整備計画で目標としております流量に対して断面が不足していることはなく、治水上の問題はないと聞いております。しかしながら、河床は継

続的に変化していくことから、引き続き河川巡視などの監視をされるとのことでもございました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

尾張大橋付近からの流入を防ぐ根本的な解決は、低過ぎる橋を高くすること、これに尽きると思います。弥富市として国への架け替えの要望をこれからも継続していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 本日はこの程度にとどめ、5日月曜日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平野 広 行

同 議員 横井 克 典

同 議員 江崎 貴 大